

凡 例

一、本書は、一九三四年七月—一九三五年二月に至る期間設置された香港經濟調査委員會の報告書で、現在香港貿易不振の原因及影響を研鑽し、現状の改善並に同領貿易振興對策を建議せるものである。

二、本書は、筆寫に代ふるに印刷を以てしたるに止まり、敢て公刊せんとするものでない。

昭和十二年四月

臺灣總督府熱帶產業調査會

内閣文庫	一冊
和書	八〇三三七号

332
117



香港經濟調查委員會報告書 目次

委員會委員氏名表

第一章 序 言	一頁
第二章 調査手續方法	二
第三章 概 論	三
第四章 不景氣の原因及影響	八
第五章 支那に對する香港の地位	一三
第六章 英帝國に對する香港の地位	一八
第七章 殖産工業	二三
第八章 財産、土地、家屋	二六
第九章 香港に於ける高率なる生活費	三三
第十章 香港に於ける給水問題	三六
第十一章 財政問題	四〇
第十二章 航 空	四六
第十三章 觀光事業	五二

第十四章 豚及家禽	二
第十五章 雜問題	六

A 電報料

B 香港に於ける石油價格

C 香港、廣東及澳門汽船會社

第十六章 結論	六
---------	---

附錄 A

第一表 大正十三年及昭和六十八年並に九年上半年に於ける商品の輸出入總價額	一
第二表 昭和六十八年及九年上半年に於ける反物及織物輸出入總價額及仕出地別百分率表	二
第三表 昭和六十八年及九年上半年に於ける石炭輸出入總數量及價額	三
第四表 小麥粉輸出入總數量及價額(省略)	四
第五表 昭和六十八年及九年上半年に於ける砂糖輸出入總數量及價額	四
第六表 昭和六十八年及九年上半年に於ける礦油輸出入總數量及價額	五
第七表 機械類及各種機關輸出入總數量及價額(省略)	六
第八表 硫酸アンモニア輸出入總數量及價額(省略)	六
第九表 綿絲輸出入總數量及價額(省略)	六
第十表 金屬輸出入總數量及價額(省略)	六

第十一表 大正十三年、昭和六十八年に於ける主要商品別輸出入數量比較表	六
------------------------------------	---

第十二表 卸賣價額指數表(省略)	八
------------------	---

第十三表 昭和九年三月二十九日附「英國貿易院」誌四八四頁抜萃	九
--------------------------------	---

昭和六十八年に於ける主要國別輸出入價額減少と昭和四年と比較對照表

附錄 B 酒、煙草、賭博、掃除及遊興に對する諸税の歲入比較表	二
--------------------------------	---

附錄 C 昭和六年、九年年間の香港、磅平均月換算價額表(省略)	二
---------------------------------	---



委員會委員氏名表

マイケル・ゼームズ・ブリン(委員長)
 チャーレス・ゴルドン・スチュアート・マツキ
 チャウ・ツン・ニン
 ジョーン・ダニエル・ロイド
 ジョージ・クリントン・ペラム
 スタンレー・ハッドソン・ドッドウェル
 ヴァデリエール・モリイ・グレイパーン
 フェリックス・アレクザンダー・ジロゼフ
 ウイリアム・ジョンストン・ケスウィック
 リ・クイン・チエン
 ウイリアム・ガルツエ・トーマス・タム
 ウイリアム・ハーバート・イヴァンス・トーマス
 アルフレッド・ブレアリー
 本委員會書記
 ブライアン・チャーレス・キース・ホーキングス

郵政局長
 行政及立法審議會議員、鐵行火船公司
 (マッキンノン・マッケンジー會社)社員
 立法審議會議員、辯護士
 輸出入局監督官、統計課長
 (昭和十年一月二十四日死去)
 香港駐在英帝國貿易委員、南支商務書記官
 天祥洋行(ドッドウェル會社)專務取締役
 香上銀行總支配人
 エフ・エー・ジョゼフ商會主
 怡和洋行(ジャクソン・マデソン會社)
 支配人代理(昭和十年二月十三日離香、辭任)
 ウォ・ファット・シン商會支配人
 辯護士
 渣打銀行支配人(昭和十年一月離香、辭任)
 前記トーマス後任(昭和十年一月十九日新任)
 香港政廳官吏

香港經濟調查委員會報告書

第一章 序 言

昭和九年八月一日開催の本委員会初会合席上今後毎週二回、水曜金曜日に会合と決定す。

八月一日より十月二十日の間に於て二十四の全員出席委員会開催二十六人の證人を参考訪問し、一般民衆並に委員各自提出の一百件以上の覺書、實證書類、書翰及報告等を詳細に検討し其上各委員は民政長官に案内せられ當領内代表的各種工業の各工場を精細視察し香港に於ける工場規模及製造状況の充分なる概念を得たり。

第二十四會合に於て最終報告書起草開始に充分なる調査進捗を見たるものと決定、起草委員会構成、今後の本委員会會合は無期延期せらる。

起草委員会の事業進行の結果本委員会に於て再検討及決定を必要とする各種の問題の生ずることあるも、斯種問題は臨機特別委員会に於て取計ふを可とすることゝなれり。

全員委員は約七ヶ月間計二十四回の會合、起草委員は十五回の會合を開けり。

經濟委員会の員数は近年當領に於て任命されたる何れの委員会よりも大規模にして、總員十二名、内二名は官吏、十名は非官吏なるも、海峽植民地貿易調査委員会と異なり凡て名譽職無給なりき。

本委員会會期中輸出入監督官にして統計課長たるロイド氏昭和十年一月二十四日死亡せり。同氏は本會事業の設計



を擔任し努力せられたる外當領の貿易に對する識見は本委員會の大なる功なりしを以て同氏の死亡は遺憾なり。
本委員會の人事異動(譯者註 一、二、三あるも省略)。

第二章 調査手續方法

本委員會の當面せる最初の問題は適切なる手續、方法の決定なりき。過去四十年當領に於ける斯種貿易經濟問題調査の爲め委員會の任命されたること僅に二回、一は明治二十九年、二は大正九年なり。

第一回は外國品の輸入に依る英國製品の香港市場驅逐問題檢討にありしも、其規模も小さく事實調査に屬し今日餘りに實際に適合せず。

第二回は大正九年當領の經濟資源調査を目的とし構成され多くの分科委員會ありて各科委員會個々の報告を政府に提出せるが、斯種報告書は特に比較研究の爲めには有用なる點多きも、各科委員會調査方法は特に今回の如き調査の大規模及参照事項の一般内容より見て適合せざりき。

昭和八年の海峽植民地貿易調査委員會の報告は遺憾ながら本委員會の初會合に間に合はざりしも、間もなく其慎重にして大規模の調査書第一巻刊行せられ爾後の本委員會參考資料として極めて有用なりき。

本委員會調査手續方法は前例なかりしを以て全然其參考事項の内容緊急如何に依り進められたり。

最上の調査方法として可及的廣範圍の證憑を集めんが爲め香港民衆の意見及協力を求め、同時に各委員に覺書を出せしめ、且つ必要に應じ各委員が夫々權威を有する重要各問題に關し證據を提出せしめたり。

地方新聞紙上に廣告を掲げ一般民衆の覺書の提出又は證人として協力方を懇願し、更に絶えず各個人に特殊の勸告

狀を發し、特殊問題討論の際専門證人として出席方を懇願せり。

右兩種の懇願に對する應答は極めて有益なりしと共に委員會事業遂行上助となれり。此機に謝意を表す。

本委員會の調査事業の大部分はデリケートにして秘密に互りしを以て諸問題に關し詳細なる資料を求め、且同時に證人の利益を保護せん爲め本委員會合は一般に公開せず、且委員會に提出されたる一切の證據書類は之を極秘取扱とせり。

調査進行中本委員會は絶えず總督閣下より本委員會に附託されたる特殊事項又は即時決定を必要とせる問題に關し、何れも政府に提案せり。

助力者に對する謝意(譯者註 省略)。

第三章 概論

論

一脈の山丘より成る香港島は北にウイクトリア市を背景とせる港灣あり、對岸には山丘脈を負ふ九龍市を有す。更に支那との境界までの三百平方哩一山地には支那式に開發されたる豐饒なる豁谷地點在す。英國領有九十餘年間に於て、大部分支那人たる百萬人の人口稠密なる都市、港灣を中心として發展せるが、此都市は當領の貿易、工業に依り維持せらるゝものにして、農業は比較的輕視せらる。

従つて香港は最も狹義に於てすら經濟的實在に非ずして、貿易中心の一都市として政治的國境に依り隔離せらるゝ支那の一部なるを以て、隣國支那の國情及制度の強弱と密接なる關係を有す。香港の定住人口比較的少く、他の大部分は隣接廣東省より職を得て當領に唱集せる一時的勞働者及商人にして、彼等は鄉里の土地其他の所有物との利害關

係を脱離せず、家族を香港に呼寄せ當領に永住せんとはせざる人々なり。故に失業問題起るとも他國に見る如き重大なる社會問題とはならずして單に支那内部の被等の郷里村落に於ける労働者の出稼數に影響すると共に、一時的歸國するに過ぎず。

四

従て不景氣は其外面的徴候見へざるを以て偶々當領への來訪者は之を口撃せず。別に失業者の街頭行進もなく、必要の貸屋貸店もなく、反對に大通りの外見活氣あり、主要街路の燈火施設、改善改造工事隨所に實施せらる。

當領は奥地に農耕地少き一都市なるを以て、基礎原料の生産は取るに足らずして、僅に少量の食料品を生産するに過ぎず。當領の眞の商業的奥地は南支なるも、此地と政治的に更に關稅障壁を以て隔離せらる。普通一國の經濟的均衡の基礎として極めて重要な國內貿易は香港には事實存在せず。

香港の國外貿易は海外又は北部支那より南支向商品の約五分の四の再輸出にあり。要するに香港は「支那の状態の鏡」とも稱し得べく、支那の状態が一般不景氣又は保護關稅の爲め貿易が阻害さるゝ時、當領の貨物集散貿易は勢ひ萎縮せざるべからず。

従つて香港の貿易統計は不満足にして斷續的な上、大正十四年より昭和五年迄全然統計數字なし。今日に於てすら貨物集散地なると當領の地方的消費と製造との比率不明なりとの理由の爲め手許にある數字よりして確定的の結論を爲すこと不可能なり。之と同様なものは人口に關する數字なり。極東に於て國勢調査の困難なることは著名の事實にして、香港も其例に洩れずと雖も國勢報告は極めて重要な資料なるに拘はらず十年毎に一回の調査の行はるゝことは遺憾なり。

香港の取扱ふ商品は少量の地方消費を除き支那とす。

當領の有する優秀なる船舶出入及倉庫施設は最終港たる地理的位置と共に極めて有利なるものあるを以て他の亞細亞諸國に對する貨物集散及積換をなすつゝあり。之即ち當領の繁榮の重要素因なれども當領の商業的存在の眞の基礎は對支那貿易の取扱にあり。

南方支那の生産品を海外諸國の夫れと交換すると云ふ香港の重要な機能は香港が良港を有すると云ふ事實よりも寧ろ上海と印度支那との間に奥地に通すると共に安全なる錨地と優秀なる施設を有する深海港なきに依るものと言ふべく、對支那貨物は主として吃水淺き船舶に依り、更に噸數少き沿岸航行船又は河岸倉庫に積換へられざるべからず。香港が此種の仕事に適する特殊施設を有する限り、對支那貿易上重要な役割を演じ股賑を極むるならん。

最近對支那及海外との此種貿易高は著しく萎縮せり。夫は地方的に如何なる政策に依りても改善し得ざる二因に依る。世界的疲弊又は高率關稅に依るものとせば支那は自國の生産品を市場に販賣するを得ず、従つて輸入することを得ざるに至り其外國貿易は減少し延いて香港は同様影響を受くべきなり。同様に重要な支那の工業發展なり、之は一面經濟進展、他面支那が最近採用せる經濟國家主義の政策の夫々結果に依り急速に發展しつゝあり。故に支那の貿易は必然結局變化するに至るべく、其輸入は漸次増加すと雖も將來食料等の消費品よりも寧ろ機械類及技術用品の如き商品より成るに至るべし。

貿易の内容は變更することありと雖も香港は恐らく將來久しく其自然の役割を演ずべし。關稅及諸税を任意に賦課することは取引の突發的蹉跌を齎すが故に、香港の中繼貿易業者をして困惑せしむるに至るべく又支那國內の外國商品の直接輸入商は之と同様の無能力に陥るべし。然し斯る場合に於て香港の商人が企業心を缺き此變化せる情勢に適合するの能力なきこと、又は香港が南方支那の海岸の門戸たる地位を維持するに必要な支那内地との船舶出入及連

五

絡施設を有せざることを恐るゝ理由なし。

六

香港の船舶出入の卓越せる地位より見て多年に亙り其活動は主として船舶出入上の必要條件と關係を有し造船及船舶修理に集中せられ、此點極東に於て久しきに亙り比類なきまで發達を遂げたり。然し勿論船舶出入以外に現在建設されある工場は主として最近の設立に屬し重工業式のものに非ず。委員等は此等の最近の工業を或程度調査せる結果、右工業は夫々確定せる將來を有し之れが發展を奨励すべしとの結論に達せり。生産品販賣の問題は關稅及割當制限に依り左右せらるゝことは事實なるも、自由港たる香港は或種標準品を製造する點に於て障害を突破し得るの長所を有すと共に又自然の市場と双方に協定するの可能性を探求することを得。

更に當領は住宅地及遊覽地として魅惑を有す。海外及支那異地より引揚げ來れる多數の富豪支那人香港に住居し土地を求めて家族と共に定住し居れるが香港の經濟的福利に貢獻する所多大なること疑ふべくも非ず。香港に於て家族を有する支那人労働者の數は増加しつゝあるが此傾向は助長すべし。當地に駐屯する英國軍隊も當領の繁榮に貢獻する所多大なり。外支人を問はず來遊者が當地にて消費する金額も大なるべく、一定の官廳側の奨励方法を以てせば當地の快適さも改善され、來遊者の數も増加し其滞在期間も延長せらるゝに至るべし。

農耕地は狭小なれども政府の援助を得て進歩せる農耕法及土地理立計畫を採用するの可能性明瞭にして、之に依れば當領が外部よりの食料供給に俟つこと少かるべし。此事たるや當領の收入が一般に著しく萎縮したる結果經濟狀況を匡正せんが爲め香港が其領域外に於て可及的少額の費用を消費せんと努力すべき時に特に重要なることとす。生産品に對し一大都市が近在することは、進歩的統治の下に期待し得たる程度に農村を刺戟したるものとも思はれず。此方面に於ける發達の可能性を研究する爲め一委員會の任命を見たり。

當領の有望なる一財源は漁業にして適當なる資本の援助を受くる一層近代的方法を採用するに於ては斯業の發展の可能性は無限と稱せられ、當領に重要な一輸出品を加ふる迄に發達するに至るべし。兎まれ若し此發展にして食料供給の地方的割前を増加するに於ては、集約的農業と相俟つて食料に對する當領の海外支出を減少し其經濟狀況を改善するに至るべし。

委員會に提出されたる主要問題は當領の貿易現狀の緩和及改善に關し提議を爲すにありき。香港の繁榮の構成要因に關する前記の簡單なる説明は、本問題研究の背景を爲すものにして併せて直ちに本委員會の提議の範圍を示すものなり。大體に於て香港の自由港たる地位を變更するが如き提議を爲し得ざることは明白にして、此地位は南方支那の手形交換所としての基礎を成す物貨集散貿易に採り緊要なるのみならず、香港は單位餘りに小さく地方工業生産品を咀嚼し又は關稅率協定上大なる交渉價値を有せざることを認めざるべからず。

香港の貿易上支那一國は爾餘の世界を合するよりも重要なると共に隣邦關係は特に親密にして普通の國際貿易の關係を凌駕するを以て其支那と有效なる協定を結ぶことは得策にして、斯る協定は兩者に採り相互に満足なるべし。更に又恐らく遠き將來に屬するも他の隣接諸國政府と物々交換協定を結ぶ可能性ありと言ふべし。

然りと雖も今日迄政府は安全と健全なる統治を爲すことに満足し貿易と工業に對し一般に無干渉態度を採り、從つて支那が關稅率低き國にして貿易が舊來の徑路を経て圓滑に進捗せる當時に於ては當領の工業の將來は充分の考慮を拂はれず、又は我物貨集散貿易に反するものとして顧みられず、此政策の健全性は研究されざりき。

然し今日に於ては政府と商、工業間に密接にして最も活氣ある協力が必要とす。

此目的に對する運動の既に爲されたることを示す證左に乏しからず。茲に當領の養豚又養禽を調査し之を報告する

七

一委員の任命されたことを述べたるが、其目的は地方的食料供給を改善し、可及的當領内に當領の収入を留置せんとするものなり。

貿易及工業を増進すると共に斯種工業と政府との連絡機關たる恒久的團體を構成すべきなり。例へば當領の収入を増加する殖産企業は今日特典的に何等の地歩を享有せず、又水陸の運輸上の便宜も等しく與へられ居らず、政府の措置は畢竟商工業を支配し得ずと雖も低廉なる勞力、豊富なる資本、低廉なる船舶出入施設利用及制限的租税免除等を考究して不斷漸進的政策を採用することに努力すべきものとす。

直接、間接を問はず課税は香港に於て比較的低廉なりと雖も、増加の傾向あると共に生活費を向上するに依り其競争者に向つて當領の主要財源の一を消滅せしむるの不安なる傾向を示し居れり。事實政府の供與する社會事業は公共費の絶えざる増加を餘儀なくせざるべからざるも、香港が一部たる經濟地域の他の地域に適用する狀況を標準として考慮せざるべからず。貿易都市の負擔として同様特筆すべきは工業的企業を發む上に課せらるゝ立法上の制限なり。泰西の範例に基く社會改良事業は單に隣接諸國に實施せらるゝ改良事業に適當に順應してのみ施行せらるべきものとす。

私人企業に依り地方的に取締らるゝ公益事業は能率と低廉さに於て世界の何れとも匹敵し得ることと於て香港は幸福なりと雖も、政府は斯る公共的經費は、當領の貿易の爲め絶對の最少限度に止むること及び工業の附帶事業たる之等の事業に對しては一切の可及的獎勵と公平なる取扱を與ふべきことを絶えず認めざるべからず。

第四章 不景氣の原因と影響

香港が深刻なる不景氣に與はれ居れるも數年に互り精確にして詳細なる記録なき爲め明示すること困難なり。特に大正十四年乃至昭和五年の貿易統計なし。之は香港が自由港にして政府としては貿易の上にて可及的少額の負擔を與ふると共に精確にして詳細なる資料作成は多大の經費を要するに因る。之等資料に要する經費は現在の歳入より支出するか又は何等かの課税方法に依るべく従つて當領の負擔増加は免れず。斯る出費は今日の不景氣時代に於て注意を要す。

自國貿易の統計は其國の通貨に依るべきも、本報告書附録にては英貨磅にて示さるゝは爲替率高價なりしに依る。大正十五年乃至昭和五年の統計除外は大正十五年の船舶大罷業の悪影響に依るものと云ふべく、昭和六年に至りて輸出入共香港幣價の増加あり、英貨磅は大正十二年の半以下に激落せり。昭和六年以降平均爲替率は漸次向上せるも輸出入に於て幣價の低落ありし結果、昭和六年輸入は六億五千二百五十萬磅即ち三千四百萬磅なりしも、昭和八年の輸入價は四億三千二百萬磅即ち二千九百萬磅に減少せり。此減少は昭和九年更に激しく、同年最初の九ヶ月間に基く概算に依れば、同年全期に對し弗輸入價額四億二千八百八十萬磅、英貨二千九百七十萬磅なりき。

輸出に於ても同様にして、昭和六年五億四千二百萬磅即ち二千九百萬磅、昭和八年四億三千萬磅即ち二千七百萬磅、昭和九年は三億一千六百八十萬磅即ち二千三百三十萬磅なりき。

貿易統計より見たる不景氣の傾向は昭和九年の九ヶ月分に見て明かなり。

昭和七年	輸入	輸出
四七七・八	三二・四	三五二・三

昭和八年	三八一・一	二五・五	三〇七・〇	二〇・五
昭和九年	三〇二・一	二二・三	二三七・六	一七・五

一〇

昭和九年の九ヶ月間に於て香港弗にて示す輸入は昭和八年に比し二〇・七パーセント、昭和七年の同期に比し三三・八パーセントを夫々減少し、輸出に於て昭和八年に比し二二・六パーセント、昭和七年の同期比し三二・六パーセントを夫々減少せり。

不景氣は更に卸賣値段に反映す。香港の物價指數は大正十一年を一〇〇とし香港輸入商品の數量及運賃保險料込値段を基礎とす。昭和六年一二六・六の時に達し、爾來毎年減少し昭和九年の九五・九に至る。

其他昭和七年一八年の歳入を見れば、各項目絶えず減少し、殊に贅澤費の收入と稱せらるゝ項目に於て其著しきものあり。附録B表は酒類、煙草、賭博、掃除及遊興稅等の比較歳入を示すものにて、不景氣が一般民衆に及ぼせる結果を明示す。

歐洲大戰後の世界的不景氣は支那を襲ひ、從つて香港は歐米其他の文明國より稍々影響されたり。勿論香港に對し特殊の解毒劑を處方することを得ずして、世界の一般立直を待つ外なし。

香港の貿易の大部は對支那にして上海が支那に對すると同様支那の一海港としての機能を實行す。即ち香港は支那の沿岸及外國貿易の四分の一を取扱ひ居れるを以て支那に對する世界的不景氣の影響のみならず他の種々の原因に依る影響を受く。昭和六年支那が歳入増加の目的を以て關稅を高めたるが、之は外國貿易の減少と共に地方の工業を發達せしむるものと思考されたるも、不幸にして外國輸入品に對する國內課稅の撤廢に關する昭和三年の關稅自治協約附

錄第三にある聲明を支那政府が發表したるに拘らず、支那各地に於て各種の租稅が賦課され價格高騰の結果購買力の減少を來せるのみならず、絶えざる不安の爲め取引せんとする國民の意思を弱めたり。此課稅増加及匪賊及内亂に依る政局の不安の結果として、世界的需要の減少に伴ひ、支那國內の基礎生産品の數量、品質の減少、低下を伴ひたり。

原因と結果とを區別することは多くの場合常に困難なるも原因は需要の減退又は品質の低落何れにもせよ、支那よりの輸出は最近數年間減少すると共に食料品の輸入は増加し、其結果として購買力の減退を來し食料以外の輸入減少せり。唯最近支那が一般必需品の工業を樹立し農業を強化することに全力を盡しつゝあることは喜ぶべし。此運動の健全に慎重に持續せられんことを望むと共に貿易及繁榮を増加する刺戟として課稅の低減こそ切望に堪えず。支那は各方面に於て大發展の可能を有する國にして、香港は協力の適當なる機會にあらば之を援助する有力なる地位に在り。香港は經濟的存在に於て南方支那の物資集散地たり。世界を通じての經濟國家主義の發達は國際貿易の減少を齎し、一國に於て製造せられ他國に積出したる多くの商品は今日各國に於て製造せられ、且つ自給自足の傾向あり。支那に漸次此政策を採用しつゝあるを以て、香港の貿易も變化せざるべからず。

支那が、白國産業の發展に連れ一般消費品輸入減少の傾向ある今日工業發展に必要な機械裝置、機械類及部分品の輸入増加するもの考ふべきなり。從つて基礎農業が支那に於て發達し多量の食料品輸入の必要なきに至ること可能なるに於ては、此發展は一層助長せらるゝに至るや必せり。勿論急激の變化は望まれざるも、此變化に大なる支障を齎らざらしめんが爲め此運動は充分の計畫方法に依り漸進的なるべきことは一般に多くの經濟學者の認むる所なるに拘らず、支那は高率關稅の賦課に依り外國品の輸入を防止したるも、地方生産に依り之に代るの適當の措置を未だ講ぜず。

一一

香港の現在の不景氣は其主因を外部にあることは既に之を述べたり。今日世界的不景氣に苦しむ際香港としては唯だ景氣の立直りを我儘して待たざるべからず。我不景氣の一因は支那が歳入の減少を伴へる貿易の減退を來せる結果、輸入品の課税を増額して歳入を維持せんと努力したるに因る。又支那は工業的發展の見るべきものなきも他國と同様經濟國家主義を採用したるが、此主義は國際貿易量を減退せしむる傾あるのみ。

第五章 支那に對する香港の地位

前述せる事情に鑑み香港の現状を緩和する方法なく、唯世界貿易の立直りを待つ外に途なしと考へらる。果して世界貿易の立直りは必然當領に繁榮を齎すや否やを自問自答せんか、其回答は支那の勃興しつゝある工業及高率關稅に鑑み支那との一層密接なる經濟接觸又は英帝國の他の領土と密接なる經濟接觸なしには到底其目的を果し得ざると言ふにあり。後者に關しては本章に之を述べ茲には支那に對する香港の地位を説かん。

香港は經濟的に其福利の大部分を支那に左右せられ、其日常食料品の大部分は支那より來り、其主要なる貿易は支那を對照とす。他面、香港は世界各地に對して商品が集散する大海港なるを以て南支に探り經濟的に緊要なる土地なると共に香港に貯藏せらるゝ商品は關稅の賦課なきを以て倉庫として貿易上緊要なり。

支那との關係に於ける當領の特長は、其人口支那人が九十七パーセントを占め、其大部分が南支各省、特に廣東省に郷里を有することなり。

英國が香港領有前、水陸の人口は總數二千を越えざりしも、天保十三年一萬五千に増加したるが内一萬二千は支那人、明治四年十二萬四千、五十年後の大正十年は六十萬人に増加せり。昭和六年の最近の國勢調査に依れば人口は約

八十五萬人なりしを以て、大正十年乃至昭和五年の十年間増加の二十一萬五千は以前の何れの十年間よりも大なりとは雖も、増加率は前十年に比し少く即ち三六・八七パーセントに對し僅に三四・四四パーセントなりき。

大正十年―昭和五年の十年間の九龍の發展は著しく、香港が前十年の四二・一九パーセントに比し僅に一七・七九パーセントなりしに、九龍の人口増加は大正十年―昭和五年間に於て實に一一三・〇六パーセントを示せり。

當領の人口總數は、昭和六年支那人八十二萬一千人及非支那人二萬八千人にして、右支那人の内三十三パーセントは香港、殘餘は支那にて生れたるものなり(六十五パーセントは廣東省に生る)。支那人の當地在住期間は昭和六年の國勢調査報告書に記載しあり、即ち「人口は今日尙概ね移動性を有し、大部分は當領と支那との間を往復す。家族生活の増加に連れ此移動性は或程度減少すべきも、此國勢調査の報告に依れば此常住傾向は大いに續くものなり」と。

前述せる所より之を見れば、七十五萬人以上の南支人は直接香港に於て生活を營むものとす。従つて香港に在住する同國人の活動より見て支那に於て生活を支ふるもの又多きことは疑ふべからず。

當領の支那人及其商工業的活動は、新嘉坡又は其他に出稼せる支那人が本國に探り大なる一財源なると同様、郷里の各省に探り緊要にして、彼等は得たる金錢を郷里に送付す。此金額は、レミヤ氏の著書「支那に於ける外國の投資」に依れば年々一億五千乃至二億萬弗に達すと。彼等支那人華僑は大部分南方各省のものにして香港に於ける爲替送金取扱便利なる爲め、右送金の大半は當領を通過す。

香港に於ける不景氣は在住支那人間に經濟的逼迫を齎せる結果、支那への送金は減額し職無き爲め労働者は郷里に歸還せざるべからざる状態なり。香港又は南支も共に窮狀に陥りたる有様にて此結果更に不景氣の深刻化となる。

南支は香港の最大市場たると共に香港の供與する便宜を必要とす。故に相互の利益に對する密接なる連絡及協力は

繁榮を齎す唯一の動機なり。新聞紙に依れば廣東は經濟的に香港との關係より獨立せんと決定したるものゝ如きも、問題は此近視眼的獨立精神を兩者相互の利益に對する協力運動に轉換せしむるにあり。世界歴史は慎重にして當を得たる協力こそ輕率なる獨立政策以上に有力なることを證明し居れり。此點先般締結されたる香港廣東鐵道協定を例證するも誤ならざるべし。此協定は列車のスピード・アップ及運輸の増加に於て其價值あるものにて之に依る利益は相互的なること論を俟たず。之と同様の主義は貿易及通商にも適用すべく、香港は南支に一流の自由港及一流の物貨集散の施設を使用せしめつゝあり。果して南支は香港と協力して此施設の價值を増加せしむるの用意ありや。南支及香港の經濟的一單位の發達及繁榮を増加せしむる爲め委員會に種々の提案ありたるも是等を討議するに先だち考慮すべき一問題は、即ち香港が多年踏襲し來れる自由貿易政策を撤廢し、支那及其他の各國と協定し得る關稅率を採用すべしとの提案なり。斯る手段は既に混亂せる情勢を更に混亂せしむるものなること何人も疑はざる所にして、自由貿易政策は周圍の事情が穩健なる香港生産品保護政策を要求する場合は撤廢すべからずとは主張せざるも、大體に於て香港の繁榮は其自由貿易に因るものと考ふるを以て、此政策變更に賛成するものに非ず。此問題に對する證人の言も我等の意見を支持し居れり。

本問題討議に入るや間もなく當領が支那との貿易上其關稅障壁内に保護さるゝに於ては密接なる連絡及協力の結果相互に受くる利益大なるべしと提議せるものあり。即ち斯る措置は香港廣東間の全地域を大規模の工業其他の發達に開放することにして、蓋し此種の措置は經濟的將來の信頼に資すると共に大規模の密貿易を最少限度に防止し得ると言ふにあり。其他種々の提案ありたるも、要するに當領を關稅障壁内に全然包括せしむべしと言ふにあり。此種の案を採用する時は支那の歳入は激増し、三箇年計畫にて廣東の開始せる工業發達及九龍の小工業は此兩地間の地域の

工業化と共に發展するに至るべしと述べられたり。委員會としては各新聞記事よりして斯る提案は直ちに廣東市の或方面の反對に會ふことを知れり。現に本報告書起草中廣東の新聞は「斯る提案は九龍に稅關を設けんとするものにて、延いては農工商の發達を阻止し外國製品のダンプングを助長し遂には經濟的破綻を齎すに至るべし」と大に反對せり。

本委員會は香港政府自らに依り又は同政府に對し斯る提案の爲されたるを知らず。昭和四年關稅協定締結の爲め支那及香港官憲間に協議行はれたるは恐らく此提案に基くものならん。日下の所、本問題は中止の形なるも將來何時かは再び支那との輸出入貿易に従事する香港の商人が提案するやも知れず。

此問題に關し商人及製造業者より多くの參考證言ありたるも、少數の例外を除き香港を支那の關稅障壁内に包括せしむることは南支の貿易に採りても極めて有利なりとの意見を有せり。蓋し同一經濟單位の兩者間にある障壁を除去すると共に信用の増大は一層大なる活躍と商品の動きとを確保し他方凡ての商人の敵たる現在の密貿易に依り妨げられずして、貿易は適當にして道徳的基礎の上に置かるべしと言ふにあり。

現在の密貿易は、香港に輸入され販賣人に賣られたる商品が、次で支那に無稅にて入れらるゝを以て香港に採り事實有利なり。若し有稅なるに於ては右の商品は輸入せられざるしべしとの意見を有するものもあるも、之に對し聽取せる證人の意見は異口同音に密貿易は最も忌むべきものにして、經濟狀態改善の上に於て南支と協力して之れが變除に努力すべしと述べ居れり。

茲に本問題の工業的方面を研究する必要あり。昭和六年の國勢調査報告に依れば當領人口の五二・八七パーセントは「生活費」を得んとするものなり。即ち左の如し。

總人口	八四九、七九一
生活費を得んとするもの	四七〇、七九四
製造業	一一一、一五六
交通運輸業	七一、二六四
漁業及農業	六四、四二〇
商業及金融業	九七、〇二六

右表に見る如く「生活費を得んとする」もの、四分の一（總人口の七分の一）は製造業に従事し商業及金融業に従事するもの更に少なし。然れ共勤勞人口の内大部分は製造業に従事するよりも金融及商業に従事す。此數字を掲げたは當領の活動の大部分が工業に従事することを示さんが爲めなり。勿論當領の主要且基礎的活動は貿易及商業にして、工業的活動は最近起れるものなり。

香港の工業は餘り重要ならずと考へ居たるに調査及證言の結果、決して輕視し得ざる迄に發達し今日南支及香港の經濟單位の福利に貢獻すること多大なることを知れり。然れ共凡ての證言は香港は南支の全工業發展の經濟的一部をなす限り現況以上に發達せざるべしと稱し居れるが我等も同感なり。現在香港に在る工場のあるものは全然香港單位のものにして稍々重要なものあるは廣東又は上海に於て作業する工場の一部に過ぎず。當領の工業が支那の夫れと一層緊密に結合することは合理的發達なること、其從業者一一一、〇〇〇人中八八〇〇を除き全部支那人なるを見れば明かなり。更に調査の結果當領内に四百の支那人經營工場あり、主として消費品を生産し資本金五千萬弗に達すると明かとなれり。此資本は大抵殆んど支那人の豫出に係るものなり。

前記の陳述よりして香港の活動は凡て南支の夫れに拘束せらるゝのみならず純然たる經濟上より見て之等の活動には何ら隔離又は間隙なきこと明白なり。事實凡ての點に於て分離不可能なり。然れ共課税の如き人工的障壁が兩者間に在る爲め普通の協力及發展は著しく阻害せらる。斯く南支と香港との地域を總括して考ふる時は其境域内に自由貿易を行はんとする凡ての方策は何れに對しても有害なりと言ふを得ざるが如きも、香港の繁榮は廣東及奥地及相互に一層強く反映せざるべからざると共に經濟的隔離を伴ふ如何なる方策も兩者に有害なり。南支が香港に投資し香港の支那人が金を南支に送る事實は之を證するものなり。

南支又は香港は支那の國情及世界の一般情勢が立直る迄は繁榮の増進を期待し得ざることは明白なり。故に吾人の希望は情勢が立直りしとき、香港及南支の經濟單位が昔時の繁榮に歸ること明確なる措置を創始することなり。香港が常に支那の高率關稅障壁外に存し支那側に於ては香港が南支の深海港なる事實を忘れて當港を問題外とするに於て其結果如何。

眞に健全にして信頼し得る貿易は密貿易ならざるを以て、之を根絶する手段を講ずべきなり。

「當領の貿易の現況改善及發展策を講ずる」意味に於て本問題は重要なを以て詳述せり。

現在の自由貿易を中止せず且つ特權又は權限を放棄せずして當領が支那と諒解を得て當領内製造品に關し支那への自由又は特惠的輸入を爲し得ることこそ望ましきことに意見一致せり。

更に香港にての製造品に對し支那より特惠的取扱を受くる代價に稅關收入を保護する様支那官憲と協力するの用意あることに意見の一致を見たり。

我等の提案が充分なる考慮を得んが爲めには支那官憲と私的に腹藏なく討議せらるゝ必要あり、然らば足掛は充分

造らるゝならん。我等は私的の接觸及交渉は事實を開陳し、文書にて遂げ得ざる點に付き同情的諒解を得べしと確信す。

新聞又は風説が此種の措置に反對することを報道するを以て、未だ意見の交換なく相互の讓歩如何も察知され居らず。我々は香港と支那間の密接なる接觸は私的會合討論の形式に於て誤解より生ずる反目を解消するに力あるものと信ず。一方のみの陳述に依れば香港と南支との利害關係は全然相反すと做し居れるも、上述せる如く此利害は全然一にして一層密接なる協力は其地域の福利を増進し健全にして恒久的基礎の上に貿易、商工業の確立を齎するものなり。英國の利害關係は支那の其れと相反せずして、唯だ英國人は貿易量を増加することに痛心するのみ。此方面の成功は支那及香港に對し共に繁榮を齎すものなり。香港が工業に對する原料少き貿易市場なると共に南支は原料を有するも充分開發されざる大地域なる關係上、將來は支那本國の生産増加の希望を有す。従つて之に對し資本、機械及販路擴張を必要とするも、此點香港は援助の手を伸ぶる最も有利の地を占むと言ふべし。

第六章 英帝國に對する香港の地位

香港は英帝國の一部なることを考慮し茲に香港の地位を述べん。香港は他の英帝國の領土に比し地理的に細小なるも、世界第五位の大港なり。

昭和七年出入船噸量四三、八二四、九〇六噸、内二〇、四一四、二一八噸即ち殆んど半は英船、昭和八年三七、六九八、九八五噸、内一九、五五三、四六二噸は英船にして、再び其半を占む。

昭和八年總輸入額は五三九、〇五二、〇四六弗、内九八、三二八、一四二弗即ち五分の一弱及同年總輸出額五三七、二二

四、七五四弗の内二一〇、五一〇、三五八弗即ち五分の一は夫々對英帝國なり。

香港の消費は輸入品の約十分の一、同じく生産は輸出品の約十分の一弱にして、殘餘は通過貨物にして此點香港は好適の金融中心地、貯藏地及海洋航行船出入港たり。香港は(一)優秀なる港灣 (二)其施設使用料低廉なる爲め通過貿易に適す。従つて物貨集散貿易に要する經費の増加は香港の使用の減少を齎し、反對に施設使用料の低減は香港の價值を増加す。製造業に於て副産物の經濟的使用は主要品の製造費を減少せしむると同様に、香港の主要事業たる物貨集散貿易に附隨する經濟的活動を促進することは、此集散貿易經費を減少するに至るべく其の結果平時に於ける集散貿易量増加すべし。

前記の主義は勿論、無線有線電報、航空の發達、觀光事業の發展及各種工業の發展の如き當領の主要事業に附屬するが如き一切の活動に適用せらる。本章に於ては工業より見て此問題を考究せん。

當領の貿易の現状緩和及改善を主眼とする研究討論は、香港が爾餘の英帝國領土との一層緊密なる經濟的折衝に達するの可能性ありや否やを調査するに非ざれば完全と稱するを得ず。従つて本問題は昭和七年の「オツタツ協定」に遡る帝國特惠關稅政策の検討を含む。

本委員會合初期に於て海峽植民地經濟調査委員會報告書刊行されたることは極めて幸なりき。英帝國特惠關稅に關しては、海峽植民地の地位は香港の夫れと同様なるを以て、此點右の優秀なる報告に感謝す。

海峽植民地報告書記載の如く、オツタツにて採擇されたる特惠關稅政策の目的は英帝國協力、農業及製造生産の合理化及市場の保護にあり、之れが爲め英帝國は三つに分類せられたり、即ち工業中心地たる英本國、高級の食料品及原料を輸出し工業的にも英本國と或程度競争の地位に立つ自治領及印度、及生産品を輸出するも製造業は概して輕視

し得る植民地、故に英本國又は自治領(印度を含む)が供給し得る世界の市場に對し植民地内に製造生産を奨励することは英帝國の政策と合致せざること明白なり。「世界市場」なる語は殊更用ひたるものにて、蓋し多くの植民地の近くには狭き地方市場あるやも計られず、之等植民地は最も適當に且經濟的に其都市の經濟生活の自然として地方生産を以て供給され得るを以てなり。

扱て前述の政策は、實際大體英帝國に適用せられ植民地に關する部分は帝國の凡ての植民地の情勢と眞に一致すると雖も、特に香港に適用せらるゝものに非ず。生産品輸出は香港の主要機能に非ずして、労働者の二十五パーセントを以て工業に従事し居れる香港にては、其製造業は輕視し得と稱するを得ず。其他香港は實際輸出の原料及農産物を有せずして、其主要活動は香港領域外に産する商品の輸出入に向けらるゝと共に右取引に關する船舶出入、金融、專門的事務なり。従つて英帝國に於ける香港の地位は無類と見做すことを得るが故に、帝國政策の總ての點に於て慎重にして独自の考慮は拂はるべきなり。英帝國の各門戸を通過する貿易の一般福祉の爲め必然自由貿易物貨集散地たる以上帝國特惠關稅に依り殆んど得る所なきに於ては、爾餘の帝國領土は常に香港に對し成る可く香港をして低廉なる料金にて其優秀なる施設を維持せしめ得るやう待遇を與ふべきものと思ふ。

香港に對し斯る待遇を與へざる傾向あることは特殊工業に關する證據に依り明白となれり。例へば最近英帝國の或方面に於て護謨靴市場開拓に關し制限を課せんとして猛烈なる運動ありたり。又當領の一會社製造に係る綱索が英帝國の他の部分の産する製品よりも低廉にて販賣せらるゝ理由を以て英帝國の市場より事實除外されたるを聞く。斯る行動を正常とする充分理由あり得ることは否定せざるも一般政策が英帝國協力なりとせば香港の英帝國貿易に對する奉仕及特惠關稅の利益漸き點より見て、香港に對し特に今日大不景氣の際に或程度の寛容の許さるべきものと思惟す。

故に當領が適當の繁榮を維持し得ざる時は、課稅の負擔は一層苛重となり、勢ひ當港の貿易に對する諸經費の増加を來すに至るべきこと明かなり。英帝國は香港を維持する結果として小工業の適當なる發達を壓迫するが如き政策を採用するよりも寧ろ世界の最も低廉なる港灣の一なることに依り一層の利益を得るものと信ず。

昭和七年のオッタワ英帝國經濟會議には、加奈陀、英本國、濠洲、新西蘭、愛蘭、印度、南阿、ニュー・ファウン・ドランド及南ローデシアより夫々代表者出席せり。而して英本國代表者の内に植民大臣及一植民地顧問官を含む。

英本國と加奈陀との間に香港は加奈陀の自動車に對し二十パーセントの特惠待遇を與ふべしと協定されたるも、之に對し加奈陀が如何なる特惠待遇を與ふるや不明なり。

英本國と濠洲との協定に於て香港は濠洲にブランドイに對する特惠待遇を與ふることゝなれり。之に對し船舶を除き濠洲より香港に與ふる特惠待遇ありや不明なり。船舶に關してすら其實施如何は疑はし。

英本國と南ローデシアとの協定に於て香港は南ローデシアに煙草の特惠待遇を與ふることゝなれるも、香港に對する協定なし。

前述各協定に於て香港が英帝國の一地に供與する特惠待遇は爾餘の全英領土に供與すべきものとなれり。

香港製造品の自然の販路は支那、蘭領東印度、佛領印度支那、比律賓等の隣接國なるも、之等各國の採用せる經濟的自給政策は高率の保護關稅となり香港を除くか又は不安定の市場となりつゝあり。

現狀に於て之等外國市場より驅逐せらるゝ代りに有利なる條件にて英帝國の市場に割込まんとするの望全然なし。オッタワ協定に基き加奈陀と新西蘭とは英本國より來るものと同様の特惠待遇を各植民地よりの輸入品に與ふること

となれるは事實なり。然れども證人の言に依るに加奈陀が香港の生産品に制限を加へんとするものゝ如し。他の自治領及印度は香港に對し全然特惠待遇を與へ居らず。

結論として、香港は英帝國の爾餘の領土より或種考慮を期待し得る理由あるに拘らず、香港は英帝國市場に供給の目的にて大規模に製造することを得せしむる充分の特惠待遇を期待し得ず。香港は自由貿易港として英帝國に貢獻すると雖も香港の經濟的價值はより以上密接なる關係を南支に有するに在り、當領の將來の工業化は南支の經濟的發展の一部なりと信ず。

英帝國が香港をして其生産品を販賣せしめ得る特惠待遇の代償に香港は一體何を英帝國に與へんとするものなりやに就ては、新嘉坡經濟委員會報告書中の一項を左に引用せん。

「新嘉坡と英領植民地及保護領間に於ける此政策を遂行せんが爲め、英本國は昭和六年の帝國關稅令に依り賦課せる租税を前記條件に合致する英國商品に對し免除すると共に新しき多くの商品に對する課税も、昭和六年のオッタワ協定に依り英國商品は再び免除せられたり。右の條件とは特惠待遇の資格を得んが爲め商品は英帝國内にて積出、生産又は製造されたることを要す」

英國植民地及保護領は、英本國にて製造されたる商品に特惠待遇を與ふべきことを要求したるも、何ら強制の意味なく、右要求は當領の關稅率政策に依り左右されることゝなれり。現在の香港の關稅政策は「自由貿易」にして之を變更すべきにあらずと確信す。

香港が保護の形式を採用することありとしても、香港の總輸入額の僅に十パーセントを占むる當領内消費の商品のみ適用し得るものとす。當領にて消費の前記百分率の商品に特惠待遇を與ふことは、他の多くの商品より見て英

帝國諸國に採り不利なるべし。單に自動車輻に對しては英本國及加奈陀に特惠待遇を與へべきも、元來香港は英帝國植民地にして、植民地代理官が一切の購入を爲すものにして、香港の公共團體は英本國より物品を購入するを例とすることを記憶せざるべからず。

結論として、香港が更に多くの特惠待遇を得んが爲めには香港が英帝國に何等かの利益を供與する用意なかるべからず、且亦香港が自由貿易政策を放棄するに非ざれば、英帝國を充分に引付くること困難なり。英帝國にも極めて有利なる物貨集散貿易を當領が維持せんが爲めには、自由貿易政策を繼續するの必要あり。之れが爲めには香港生産品を驅逐せんとする英帝國の各領土より特殊の考慮を得んとする希望を繰返さんと欲す。

第七章 殖産工業

大正九年の經濟資源調査委員會報告に依れば、歐洲人經營の事業投資總額五千萬弗と稱せられ、其主なるものは電氣、瓦斯の外、造船、セメント、精糖、製鋼業等なり。

上記報告に依れば、支那人經營事業投資額一千七百五十萬弗、之を種類別にすれば左の如し(單位弗)。

藤細工業	七八、三〇〇
ビスケット製造業	八四三、二〇〇
葉巻煙草	一一五、五〇〇
一般煙草	一五、一二四、六〇〇
砂糖漬生薑	五七〇、〇〇〇

石 鹼 二九〇、二〇〇
 銀 朱 一八五、〇〇〇
 豚 脂 八八、〇〇〇

計 一七、二〇四、九〇〇
 ニュー・テリトリ
 ーズに於ける工業 二八四、〇一五
 總 計 一七、四八八、九一五

兩來前記の事業は著しき發展を遂けたることは最近調査の左表に明かなり。
 香港皇領植民地の事業調査(九龍及ニュー・テリトリーズを含む)

事業種別 總投資額(單位弗)
 清涼飲料水 一、七三〇、〇〇〇
 パン及菓子 二、三八六、九〇〇
 コルク及コルク帽 一一、〇〇〇
 煉瓦、セメント、タイル 七五七、〇〇〇
 爆竹花火 三三五、〇〇〇
 染料 五五、〇〇〇
 電氣鍍金 二三、四〇〇
 電燈用電池 一四四、三〇〇

携帯電燈用電池及電球 七五一、〇〇〇
 機械類 四六四、一〇〇
 フェルト帽及コルク帽 一三三、五〇〇
 製 革 二一九、〇〇〇
 家 具 一七〇、〇〇〇
 製粉及精米 五三、五〇〇
 硝子製造 三三三、一〇〇
 印刷用インキ 六五、九〇〇
 編物及織物 五、六七九、七〇〇
 皮革製品 一三〇、五〇〇
 雜 二〇、六九〇、八〇〇
 金屬器 九二二、二〇〇
 藥劑及香水 五、九四〇、〇〇〇
 蚊取線香 一三〇、〇〇〇
 饅餡蕎麥 二一、〇〇〇
 罐 詰 一、二七五、五〇〇
 印 刷 四、九〇二、五〇〇

落花生油	三一〇,〇〇〇
護謨靴	一,〇六〇,〇〇〇
籐及植物製網	一一三,〇〇〇
シャツ及ハンカチーフ	一七六,四〇〇
砂 糖	三四五,〇〇〇
製材及製箱	九二四,〇〇〇
造船(支那人のみ)	四八九,〇〇〇
石 鹼	一〇七,〇〇〇
鉛 朱	二〇五,〇〇〇
計	五,二四四,三〇〇

前表に依り、支那人經營事業が大正九年以降著しく發展せることを知るべく、此外新たに起れる工業亦多し。香港と九龍(ニュー・テリトリーズを含む)別に示せば

工場數	投資額(單位弗)
香 港	一六六 二七,二八四,〇〇〇
九 龍	二五三 二二,九六〇,〇〇〇

本委員會工場參觀中多くの工場主たる證人よりの言に依れば、支那輸入税率の増加は各事業に悪影響を與へたる爲め、支那市場より驅逐せられ、其製造を中止したるが、中には本委員會調査中に閉鎖せる工場多き由。

各工場主の意見は關係事業に依り異なり、或ものは本領を支那關稅障壁内に置くべきことを主張し、又支那以外に市場を開拓せんとするものは前述の措置に冷淡なりき。然れ共一般に或種の關稅率協定を結び、支那に香港生産品を賣込まん爲め、密貿易防止上支那政府を援助し協力せんことに傾き居れり。尙本報告書第五、六章參照。

香港が外國市場に對する製造中心地としての價値を研究せざるべからず。自由港として低廉なる運賃の便宜を有し更に豊富なる低廉の勞力を有しながら、香港は特に靴下、護謨靴、携帶電燈、爆竹花火其他安價の玩具類製造の點に於て獨權を掌握し得ざる理由なし。最後に香港に對する各種事業の價値並に之が發達を期する措置の考究を要す。

支那人製造業者は香港の嚴格なる工場規則、労働時間制限や飲料水供給の困難及び井戸掘鑿に關する嚴重なる規則の爲め迷惑し居れる旨の申出を入手せり。又借用せる工場地の保有方法の安全性なき點に關しても苦情申出あり。其他會計検査官及政府の證明書の入手の必要あり、之に對し手数料を支拂ふべき關係上、事業に負擔を重からしむる嫌ありとの苦情あり。

之等の苦情に對しては、夫々右の負擔は法定徵收費にして避くべからざるものなりとの回答を爲せるが、香港をして労働状態の健全化を目的とする運動に遅れざらしむると共に、香港は工場標準と産業水準高からざる隣接地方と競争すべきことを常に記憶せざるべからず。之れが爲め労働状態の改善に對し法制を實施するに慎重の態度を採るべく、餘りに嚴格過ぎる法規を實施することは産業の發達を阻止し、其從業者をして失業せしむるに至るべし。思ふに、今日世界各國が其産業を監視しつゝあるときに當つて、當領の各事業の状態を右事業に一切の可能なる援助を與へんが爲め慎重に調査することは誤れることに非ず。香港の産業は最近數年間に重要なる發達を遂げたるを以て之れが福社は當領の一般福祉に著しき影響を有す。今日當領の營利事業に従事する四人の内一人は産業に依り生活する現狀

なれば、今日の不況の際には工場を堅實なる基礎に復活せしむる爲め夫々援助を與ふべきものとす。
先般、支那製造業者組合組織されたるを以て、此團體の援助を得て當領の産業の精細なる調査可能なるべし。更に香港經濟幅社調査特別委員会の設立せらるゝに於ては、少くとも當領の産業は何等注意を受けず、同情なしとの苦情も無きに至り得べし。

香港の産業に對し慎重なる考慮拂はるゝと共に一切の必要なる援助を與ふべしとの意見を述べたるが、同時に本委員會の責務として一言警告を發せんとす。勿論不經濟産業にも補助すべしと信ずるものに非ず。原料、熟練工及多くの人口を有する文明國に於ては不況に當りて其市場を維持する爲め屢々産業に補助する必要あり。此前提は香港に適用されず、而かも一度補助したる以上繼續されざるべからず。更に補助を與ふることは増税の形式に於てか又は減税の遅延の形式に於てかの何れかに依り單に負擔を他の事業に轉嫁することを意味すると共に何れかに現るゝ反響は計るべからざるものあり。

本報告書中に保護の手段として輸入税を推奨すべからざるを説けり。地方消費比較的少く、地方産業に賴す利益制限されたる香港に於ては、主要なる物貨集散貿易に悪影響を與ふることゝならん。

大部の英帝國に於ける日常生活に對する需要は大なると共に香港は之等の品物の供給地なる關係上、政府としては此産業を極力援助すべく、更に之等の商品は外國の低廉商品仕出地と競争する爲可及的低廉なるを要す。

第八章 財産、土地、家屋

財産の價值及投資は都市の繁榮如何に依る。貿易、産業及社會的に見て或地方に對する魅惑は需要を生じ價値を決

定す。香港には其他價値を高低せしむる原因あり。南支の不安定に比し香港の安定と免税との理由にて、香港の財産は、多年支那隣省の支那人に採り有利なる投資の對照物となり、従つて現在の經濟的價値と無關係に價値高騰せるが、不況時に於ては勿論價値は急激に下落し、延いては大なる資産及蓄財の固定を齎すに至るべし。

別表は、過去二十年間の當領の諸掛見積高減價價格の高騰を示すものにて、昭和九年總額三八、六四一、八五六弗なりしが、一年七パーセントの割にて、五五〇、〇〇〇、〇〇〇弗の評價投資額となる。此巨額は香港政府、海軍局又は陸軍局の所有する財産を含みます。

年 度	諸掛見積高減價價格(單位弗)
大正四一五年	一四、二八七、二八五
大正五一六年	一四、二八二、一八六
大正六一七年	一四、四一〇、一五三
大正七一八年	一五、六三八、七三六
大正八一九年	一六、三〇四、八〇一
大正九一十年	一七、四〇八、九五九
大正十一十一年	一八、六九六、六六〇
大正十一一十二年	一九、八〇五、九二九
大正十二一十三年	二一、〇五九、七〇〇
大正十三一十四年	二二、一四七、九五二

大正十四・十五年	二七、二八七、八六二
大正十五・昭和二年	二七、九九八、三三七
昭和二・三年	二九、〇一六、四三九
昭和三・四年	三〇、三九五、四四七
昭和四・五年	三一、六一七、五六六
昭和五・六年	三三、〇六九、六〇二
昭和六・七年	三五、〇七一、五六六
昭和七・八年	三七、四五七、七二五
昭和八・九年	三八、九四一、二七三
昭和九・十年	三八、六四一、八五六

三〇

當領の富源の幾分が財産に投資せらるゝや、一般に測定し得ざるも、前記計數を他の投資物件の夫と比較することは有意義なるべし。

例へば、株式取引所指定の地方會社(金融機關を除く)の株の市價總額は約一億五千萬弗に達すと雖も、斯種會社の資産の大部は土地なり。同様當領の支那人工場又は産業に投資されたる總額は約五千萬弗にして比較的少し。其大部は工場の土地又は建物なり。

銀及英貨保證に依る紙幣總發行額は約一億六千萬弗なれども、大部分當領外にて一少部分(約二十五パーセント)のみ當領内に所有せらる。

當領の富源の大部は財産なることは、農業なく、礦物資源なく、工業とても幼稚なる當領として驚くに足らず。現在財産價値著しく下落し居れるを以て之れが販賣協定頗る困難なり。之れが理由として掲ぐべきは

- A. 建て過ぎ
- B. 水道料金過高(支那人土地の場合)
- C. 建築規則及制限
- D. 財産に對する諸税

今此理由を順次調査すべし。

A. 建て過ぎ。世界不況の初期と一致する低率爲替(昭和五年乃至七年)期間中、巨額の金は海外より當領投資の爲め送られたり。香港弗の爲替値段が昭和四年一六年の十二箇月の短期間に二志より十一片下の大暴落したる結果、香港に通貨インフレーションの凡ての結果を齎せり。當時非常の樂觀當領に瀰漫し、政府は卑領地の大地域を公賣に附し、支那人長屋を建築せん爲め高價にて販賣せり。之等多くの長屋は今日建築費の収益を割る程度の家賃なるに拘らず、殆んど需要なく、多くの支那人空屋を見る現状なり。

當領の中心地帯に多くの事務所建築著しきものあれども、之れ全然別の理由に依る。此地帯の古き事務所は高さ四階造なれども建築中のものは八階造以上にして、同一區域に於ける收容力も倍加しつつあり。

歐洲人住宅用平家の供給は需要に應じ得ざる現状なれども、現在の建築計畫完成の曉は、多數歐洲人の需要を滿すに充分なるべし。

過剩施設は家賃を低下するを以て或程度の過剩は生活費を低減するを以て香港に採り有利なり。

三一

B 水道料金過高。別章に於て飲料水を説くも、飲料水超過使用料金不當に高率なる爲め財産販賣を困難とす。

C 建築規則及制限。他の支障は建築に關する政府の規則及制限の増加にして、支那人投資家の財産に對する投資を阻止す。財産所有者は斯る規則の多くは適當なるものなりと雖も、財産に不當の負擔を與へ、建築費に對する經濟的収益を得ることを不可能ならしむるものなることを主張す。

D 財産に對する諸稅。數年前財産に對する諸租稅は、爲替低廉の爲め香港の歳出の大部に副ふ歳入増加の必要上十三パーセントより十七パーセントに増額されたり。尙來、爲替は再び以前の水準に高騰し不況に大影響を蒙れる財産所有者は政府に對し先の十三パーセントに減額せんことを希望しつゝあり。古き課稅率に復歸は困難なるべきも、財産に對する大不況に鑑み、政府が速に相當減額せられんことを望む。

第九章 香港に於ける高率なる生活費

香港と南支隣接地域とに於ける貨銀と生活必需品費とが略々同一水準に在るものと自然豫期せらるゝならんも、當領は地理的に支那の一部にして其人口は大多數支那人なる上、彼等支那人の來住移動には全然制限なく、食料品に課税なく、交通頻繁にして低廉なり。香港は酒、煙草及石油に若干の收入關稅あるを除き自由港なるを以て輸入品に手廣く關稅障壁を設くる支那に生活するよりも、事實低廉なる管の處、事實は然らず、當領にては貨銀及生活費共に支那に比し實質的に高率なり。此現象を説明するに理論的に種々の理由を舉示し得るも、課稅、政府の諸規則、通貨、地代家賃獨專制又は物價の操縱、生活費の高率なること等は夫々主なる原因と稱することを得。之等は凡て當領の經濟狀態に關係するを以て、分析研究に値す。

政府の經費は畢竟課稅にて表はさるゝを以て要因なること疑なし。にも拘はらず課稅の過重なることは競争者に對し自己の營業を不利ならしむるものなることを本委員會に建白したる證人なし。然りと雖も公經費及負擔の點に就き斯く迄漠然たる思考存在するを以て、此點充分討論の上適當の考慮を喚起せざるべからず。

香港皇領植民地政府は三部より成立す。即ち政廳、市參事會及び港務局の機能を合併するものなり。之等の機能が夫々混淆し居れるを以て、之を分解整理するに一特別委員會を必要とする所なり。左表は此三部局の歳入歳出を大體分離するものなれども、決して精確なりと言ふを得ずして、極東に於ける政治諸制度の比較研究に缺くべからざる資料を提供するに過ぎず。蓋し歐米各國政府に社會保險、強制教育等の如き香港方面に實施され居らざる費用の掛る多くの社會事業を實施するを以て地理的制限は重要なり。更に亞細亞民族の納稅能力は歐米に比し遙かに低位にあり。

A 表
出(昭和八年、單位弗)

	植民地政府關係	港務關係	市政府關係
軍事費	五、六九四、五五八		
土木費(臨時)	一、〇五六、九二六	八七、一一一	二、一四八、三二二
其他の項目	一〇、三二四、〇〇二	一、一〇七、三五四	一〇、七〇二、〇一四
計	一七、〇七五、四八六	一、一九四、四六五	二一、八五〇、三三六

B 表

政	府	一八、四三六、八五〇
港	務	一、一三一、三〇〇
市	府	二二、一六〇、七四五
計		三一、七二八、六二五

委員会に出頭したる證人は、既に述べたる如く香港の課税の不當なる重壓に就き苦情を申述べざりしも、恐らく彼等は支那國內の課税地位と比較してのみ負擔を考察し唯一の有効なる検討たる實質的理由を考察せざりしものならん。何れの都市に於ても課税の相對的重壓は或意味に於て重要に非ず、眞に重大なる關係を有するは政府の公務より見て此重壓が正常なりや且つ此重壓が必須缺くべからざるものにして納税者が現狀に於て堪え得るものなりや否やにあり。官廳の建物の奢侈、公務の状態又は行政々策に於ける突飛さは凡て商工業者の最後引受くべき負擔となる。

豫算表を見るに、不均衡に少額の臨時土木事業費を支出して以て初めて歳出と歳入との均衡を計り居れり。換言せば、固定費(大部分人件費)は香港の競争的立場を維持せしむるに必要な發達を計る爲め極めて小額の剩餘を残すに過ぎず。然るに全く豫期せざる爲替換算率の高騰は政府の財政を救助するに至れる事實を以てして、實際の財政的立場を有利なりと考へ、又は香港をして節減及財政の權衡恢復の努力を冷却せしむべきものに非ず。此問題は明白に別個の取扱を要するものにて委員連として單に漫然たる研究をなし得たる所とす。然れども本委員会の一致せる意見は昭和六年の節約委員会の提案は慎重に再検討を要するものなりと言ふにあり。事實該委員会は充分に深くは研究せざりしものと思はる。果して同委員会が来るべき不景氣の三年間や、斷えず強化されつゝある經濟國家主義が

香港に對し何を齎さんとするかを豫知し得たるに於ては、恐らく一層強き打開策を提案したるならん。勇敢にして熱誠なる官吏の間には官僚政治に於て其各部署の活動を擯けること容易なりと認め居れり。蓋し財政的結果は國家及市政府の歳出の一豫算に於ける合計により見えなくなり且つ膨脹とせらるゝが故なり。節約の合理的の第一歩は公務を節減することにより、然る後初めて人員は減少され得べし。

前述の顯著なる一例は港務局に之を見る。本委員会の船舶係員の一人が船舶鑑定人の數多きを「即ち十六人」非難し居れるが、實に此數は新嘉坡に使用する鑑定人數を遙かに凌駕す。調査の結果香港が従前の通り商務院證書を發行する資格ある港灣なる限り、此事務に従事する船舶鑑定人の數は商務院之を規定し、香港政廳は何ら之に關與せざること判明せり。故に此公務に伴ふ利益が其公務の責を凌駕するや否やを決定するは船舶業者にあり。

第二の手段は政府の公務に従事する多數の臨時員及特別事務に従事する臨時職員を香港にて採用することなり。此方法に依れば恒久的の英貨附託に依る豫算を救助し、不景氣の際に於ける歳出の取縮をより一層容易ならしむべし。前述の諸手段に依る節減は、洋の東西を問はず各國政府の共通の敵たる「收賄」の危険を最少限度まで減殺するものと考へらるゝ措置を伴ふことを必要とするならん。政府の或部署が此點に於て非難せらるゝことは一般民衆の間によく風評せらるゝ所にして、本委員会としては斯る風評は證據に依り確實ならざることを意識するものなるを以て此問題に對し極度の嫌惡を抱くものなり。然れども斯る風評は極めて執拗なるが故に此問題を政府に忠告することは我等の義務とす。蓋し英帝國を樹立し永久に繁榮ならしむる所の崇高なる高潔さと誠實の精神を以て政治を爲さん爲め遺憾なきを期することは、當領の將來の繁榮に缺くべからざるものなればなり。

本委員会は軍事費の問題は其檢討事項以外なるものとして除外せり。然れ共當領に於て陸海軍各種施設が支拂ふ金

額の龐大なることに驚くと共に満足するものなり。蓋し當領の内の經濟上陸海軍の演ずる役割は極めて重大なるを以て我々は陸海軍當局に提言し艦船及陸軍部隊の配置上可及的充分に香港を利用せられんことを要請せんと欲す。

政府課税の負擔は、當領各方面に對する租税の負擔及分配を多少とも茲に參酌せずして到底討議する能はず。第一に主たる生計が中繼貿易なる皇領植民地即ち香港の如き處にては輸入税の賦課は自設的なり。故に酒、煙草、石油の如き容易に隔離し得ると共に貿易の自由移動に多大の障害を與へずして取扱ひ得るものを除き、關税は凡て考慮に入らざるを得ず。不幸、所得税も又徴收困難なると正確なる報告を入手し得ざる爲め除外せらるべきものとす。斯くして最も明白にして最も伸縮自在且亦恐らく最も公正なる此二つの歳入財源も利用し得ざる結果財務當局は餘儀なく財産税—即ち直接官有財産(土地家屋)賃料及各種租税の形にて又は間接水道料金に依り—に力を注ぐこととなり。然るに此水道料徴收に就き支那人長屋の家主の當面する困難なる事情に關する極めて強硬なる申立が本委員會に提出されたり。財政の非常時に於て「法律は重要ならざる事項に頓着せざる」と及財産所有者は過去に於て莫大なる利益を得たるものなることは勿論々證され得るやも計られず。然れども自己の貯金を家屋に投資することは支那人社會の慣習なることを看過すべからず。當領の富の總額の半以上なる此種資金の低減は、凍結せる資産を以て銀行を硬塞するに依り現在の貿易不況を一層悪化せしめ居れり。上水の問題及上水取給の現行方法を改善するの可能性如何は、當領内經濟の上に頗る重大なる財政上の反響を有するが故に、更に別章に於て之を討究せん。

當領政府は大體に於て過重課税の點に於て非難を免れたりと雖も、工業及貿易社會に課する法規の點に於て極めて有利なる判決を得たるものとなすを得ず。特に新興の盛んに勃興せんとしつゝある工業に對し之等種々の法規が加ふる壓迫に就き多くの證人は非難し居れり。本委員會としては、政府の責任に就き西洋及東洋の概念の矛盾より生ずる

當政府の困難なる事情を熟知す。工業及貿易社會の生命、健康を保護する爲に施行されたる諸法規は一面労働者に採り獨斷的、奇異に思はるゝと同様に、斯る法規の拘束なく保護關稅率の一層の庇護を受くる競争者と不充分の資本を以て拮抗せざるべからざる香港の雇主階級に採りても、之等諸法規は一層奇異に思はるゝ所なり。故に近隣の地域に於ける現行の社會的標準に遙かに先だちて社會的標準を早計に採用することに反對すると共に一工業の存立を制限することの危険を強調すべきものにして、之以外に何等具體的提案を爲すことを得ず。兎角法規は當領の競争的工業に與ふる經濟的結果を適當に省慮せられずして、熱意ある理想主義の部局長が獎勵する場合、凡ての政府が且特に情深き官僚政治が輕々に可決する傾あり。

香港政府の一面が市政府の性質を帯ぶること既に公認の方面に於て此性質が顯著なることは既に述べたる處なり。之と同様の二重性は法律、規則の方面にも存す。現行制度の一結果として、之に對して相當斟酌して考慮すべきも、眞に都市の細則たるべきものを成文律の形式にて公布するてふ寧ろ厄介なる方法にして、其結果不必要にして好ましからざる不撓性を生ず。訂正及修正は事情變化に伴ひ容易に之を爲し得ざると共に、企業心は大抵法律及規則の複雑性と直面するを常とす。而かも此法律規則の解釋は無限に遅延すると共に、折々阻止せらるることすらあり。

當領の經濟狀態の一要素としての通貨の重大性は茲に強調するを要せず、從つて香港弗の高値評價は、支那の現狀に於て避くべからずとせらるゝ香港の貨幣制度の絶對的並びに相對的健實性の一缺點なることを茲に陳述するに留むべし。此打歩は殆んど貨物集散貿易には何ら影響せずと雖も、地方工業を不利の地位に立たすものとす。委員等は、近年此打歩に加へらるゝ進歩せる取縮は、支那の大部分の地に於て現在銀氣迷狀態の爲め香港貨幣を使用するの可能性ある際、特に緩和すべからざるものと信ず。

當領の生活標準は隣接省よりも高率なること疑を容れず。然れども通貨の高率標準と同じく、此高率の生活標準より生ずる不利は同時に或利益を齎すものなること亦事實なり。蓋し一面に於て屢々當領に悪影響を與ふるも、他面善政を作ふべき繁榮の喜ばしき一前兆なり。實際此眞の繁榮は當領の存在が充分正當なりとせらるゝ最善の證據なればなり。

第十章 香港に於ける給水問題

本委員會は此給水と云ふ重大且つ困難なる問題の研究に當りて非常に躊躇したる次第にして、此給水問題は頗る複雑なる多方面に關係するを以て、實地經驗少き調査員が或限られたる期間内に速急に解決せんと計らんか、必ずや意外の方面より生ずる雪崩の下敷と成りて全滅の危険に斷えず襲はるべしと言へるは、眞に權威ある専門家の意見なると共に各方面に漲れる議論なりき。

明治三十五年以前には香港に官營水道施設僅に二個に過ぎず、直接本管にて各住宅及街路噴水に給水され居たるも、當時使用量測定制度未だ實施なく、各住宅の直接本管水道使用料は當領の財産の課税額の十三パーセントと云ふ率にて支拂はれ居りたり。

明治三十五年八月十五日附律令に依り使用量測定制度の實施を見たが、此律令に基き水道當局は官有實家に對する直接本管に依る給水を一定期間中斷すると共に、豫め總督(審議會の議決を経て)の許可なくては新たに給水管を再設すべからざることとなれり。

右律令案添付の「目的及理由」よりして此條項の目的は二重なること明かなり。即ち政府は人口稠密の貧民居住地域

に於ける上水の濫費を減少せしめんと努力しつゝあると共に、他方使用量測定制は家主に重き負擔を課するものにして、家主は十中八九超過消費料金を支拂はざるべからざることと當時充分貧民側も意識せり。

此府令は反對的となり、即ち間接住宅給水の舊状態に復歸することの好ましからざることと強調すると共に當時「チャドウィック制」と稱せられ、今日一般に「ライダー・メーン制」と稱する一計畫案の採用を要求する請願書提出せらるゝに至れり。

此請願の結果、明治三十六年「ライダー・メーン制」採用せらるゝに至り、其經費二十二萬二千弗は支那人居住民之を支拂せり。此制度に基き官營住宅は上水不足の折、部分的又は全然給水制限せらるゝも、此制限あるに依り官營住宅は使用料金以外に全然經費を要せずして住宅直接給水を受け得るに至れり。

明治三十六年より昭和七年迄、支那人官營住宅に對する「ライダー・メーン制度」は使用量測定給水及街路噴水給水制度と平行して實施せられたるが、昭和七年該制度も廢止せられ、一般水量測定現制度採用せらるゝに至れり。

本委員會としては、故に「ライダー・メーン制度」の廢止決定の可否曲直を論議せんとするものに非ず、同問題は當時充分論議され盡されたり。然し乍ら「ライダー・メーン制度」の要素より見ては廢止するが、全然更新するかの何れをも採用すべからざる時期に到達したること、廢止を可とせる政府の論點は、此制度は不經濟にして上水不足の時之れが實施困難なりと言ふにありたること、更に又一般共通メートル制採用は收入倍加の目的に非ずして、一層公正にして不經濟にあらざる上水配給制度を設定せんとするにありと政府は斷言し主張せるものなることを茲に記載せば足れり。

上水は今日家屋の使用目的の如何を問はず、課税さるゝ土地家屋に凡て直接給水せらる。各土地家屋は其課税價額

の二パーセントにて、一千ガロンに付四十仙の割にて所謂「免税量」を受くることを得るものとす。

例

課税見積価格	一年に付	一、〇〇〇非
二パーセント		二〇非
免税量	20非	一年五萬ガロン
	40非	

此「免税量」を超過する水量は「超過」とされ、特別率にて一即ち最初は一千ガロンに付七十五パーセントなりしも、最近十五パーセント迄に低減されたる一使用料を徴せらる。

前項記載の事實を調査するときは、或る顯著なる要素を知るに至るべし。即ち夫は右要素の相互に對する作用又は反動に依り我給水問題を起し且つ複雑ならしむるものなり。浪費の阻止、貧民區に對する適當なる給水、經費及經費の負擔、衛生の見解と收入の考慮等が凡て連れ合ひ、個々の問題に重要さを置かず、同時に全體に對して均衡を計らざるが如き解決方法は満足なるものなりと思考し得ず。

香港は現在無限の給水量を所有せざるを以て、消費量の増加は收入の増加なりと樂觀するを得ざるなり。シン・ムン堰堤の完成する時は此状態は變化するも、夫れ迄は浪費の阻止は適當なる給水と同様重要な問題とす。

不幸にして公衆衛生及經濟の諸點より見て、可及的低廉なる料金にて充分の給水が必要とする地方は同時に最も浪費の激しく、之れが取締の最も大切なる地方なり。更に浪費の問題を全然離れて、人口の頗る稠密なる貧民區に於ては、一支那人官營住宅の普通上水消費量は遙に「免税量」を超過し居れり。勿論此免税量は課税し得る價額に基き起算せるものにて、個々の家屋内の住居人の口數及必要量を參照せるものには非ず。

「ライター・メイン」側に依り之等の地域の特別の取締は試みられたるも、缺點あるを發見したるを以て、政府は此制度に代るに、随時一般的に當領に適用し得るが如き自然の制限に依り補足せらるゝ經濟的壓迫を伴ふ取締を目的とする一制度を採用するに至れり。

左表は昭和六年—九年間の香港、九龍に於ける一年當り上水消費量(單位百萬ガロン)を示す。

	香港	本土
	市街及丘陵地方	九龍(荔枝角の給水管を除く)
昭和六年	三、九四二・六五	一、八四〇・三九
昭和七年	三、五一七・〇〇	一、八六九・一五
昭和八年	三、二六四・七五	二、〇五一・八四
昭和九年	三、九〇八・五〇	二、二五七・五五
	香港	アバデ
	青洲	イオン
昭和六年	三八・二九	三〇・一〇
昭和七年	四五・九二	二八・四一
昭和八年	三五・二二	二五・七四
昭和九年	二九・四六	三〇・三六
計		荔枝角の給水管
		一〇四・三三
		九八・七六
		一〇一・四九
		九八・七〇



	香港及本土	増	減
昭和六年	五、九五五・七六		
昭和七年	五、五五九・二四	三九六・五二(一)	
昭和八年	五、四七八・九四	八〇・三〇(一)	
昭和九年	六、三三四・五七	八四五・六三(七)	

(注) レバルス灣、スタンレー、ディブ・ウオター及ニュー・テリトリーズに對する給水は減過せられざるものなり。

昭和七年十月「ライダー・メーン制度」改變の結果、昭和八年の香港市及丘陵地方の上水消費量は大幅減少を來せり。然れども昭和九年の計数は昭和七年及八年の何れよりも高かりしは、即ち此増加は昭和九年中の適時の降雨と之に伴ふ制限の緩和に因るものと推論するを正當なりとす。果して然りとせば浪費の阻止は主として水道官憲が或年に行ひたる取締の方法如何に依るものなると共に經濟的壓迫に依る阻止の要素は現在の制度に基きては有效ならざるものと認めざるべからず。此事實は「ライダー・メーン制」を施行せず且つ或年度中香港と同様の制限を加へられざりし九龍の上水消費量を見れば更に立證せらるゝものゝ如く思はる。給水船に依るものを除き、消費量は昭和七年、八年、九年夫々二八・七六、八二・六九及二〇四・七一の増加を示し居れるが、之は一部人口の増加に基くものと考へらるゝも、之れを以てして超過上水に對する料金は事實浪費性の消費者を阻止するものなることを示すものに非ず。理論としては勿論斯る事實あるべきものに非ず。家主は超過上水の料金を概算し此負擔を家賃増加の形式にて借家人に轉嫁するなるべし。然し乍ら、實際に於て此事たるや不可能事なりと言ふ理由は一面又貸の支那人式方法に依り他面支那人借家人の大多數は頗る貧困にして此料金納付に堪え得ざるのみならず、更に彼等は此料金回收に對する法

律上の措置に對し事實上免疫性を有す。換言せば支那人官營住宅より收入する家賃は需要供給の法則に基くものなれども、家賃は又現行生活標準をも參酌するを要す。

加之、現在香港の土地家屋の市價は不況にあり。建築過剩及貿易不況は官營住宅の供給に於て遙かに需要を超過するの結果を齎したるが今日多くの空家あるを見る。恐らく將來借家人が超過上水の料金を痛感する時來るならんも、現狀に於ては此負擔は家主の負擔なるべきは避くべからざることゝす。

此負擔の輕重は借すべき證人が證據として提出せる九龍の大なる土地家屋に關する左記計數を考究せば一層明瞭に認識し得らるべし。

九龍水上土地第四十九號	
廣東路	四十五軒(四階建)
ワイチン街	八十軒(四階建)
計	一八〇割部屋
	三二〇割部屋
	五〇〇割部屋
昭和九年九月三十日現在狀況	
空室	一三六
總家賃	七〇、三〇〇・〇〇
差引	
政府納稅	一三、一六〇・〇〇
超過上水料金	一〇、〇九〇・〇〇

上水メーター貸附金

九三七・五〇

保 險

二、九二一・二五

修 繕

二、六三〇・〇〇

俸 給 諸 拂

二、一五〇・〇〇

計

三一、九八八・七五

純 收 入

三八、三一・二五

帳簿上の價格

一、二〇九、七一四・九八

即ち減價償却なしに一年四・二パーセントの収益を示す。

前述の建物が、上水制限を適用せざる九龍の人口頗る稠密なる地域に於ける大なる建物なる事實を考慮してすら、政府課税總額が一三、二六〇弗に達するに反し、同時期の超過水道料は一〇、〇九〇弗なりとは驚くべきこととす。更に一層驚くべきは、此建物の凡ての割部屋にして使用せらるる上水消費量が夫れに應じて増加したりとせんか、此期間に對する超過水道料は約一三、七三三弗に達したるなるべしと言ふことなり。即ち此金額は諸掛見積高減却價格の十七パーセントにて租税として徴收せる金額より多額なり。

我現制度の更に一缺點は主として大なる商事財産に關連する課税標準率の他の一端に於て見出さるゝ所なり。之等の財産は其課税率大にして、其結果、其「免稅量」又は其「評價量」は夫れに伴ひ大なるに反し眞の消費は比較的極めて少し。然るに一部が商業に一部が住宅に使用せらるゝ高價なる財産の場合、其評價量は殆んど一年一千八百萬ガロンなるに反し、眞の消費量は二百萬ガロンに達せず。従つて此財産の所有者は事實消費せざるに拘らず、一年一千六

百萬ガロンの上水使用料を支拂ふと共に他方反對の見地より見て「評價量」は極めて大なるを以て、浪費を減少せしむる爲めの何等經濟的壓迫なし。之は決して極端なる實例にも非ず、又之等の財産は香港の總財産の一小部分を示すものにも非ず。昭和八年メートル制を施行されたる財産の三十八パーセントは其「評價量」を超過せざりしを以て、同年の超過上水收入一、五二一、七三九弗五〇仙は殘餘の六十二パーセントより徴收せられたるものなり。

此例證あるに拘らず、「評價給水プラス特別給水」に基く現在の給水料制度をば負擔衡正なり又は浪費阻止上有效なるものと見做すこと困難なり。他方、現制度は香港獨自のものに非ずして多くの他の土地にも實施せられ満足なる成績を示しつゝあるものなること、且又本制度の批判は容易なるも、他に適當なる制度を提案することは決して極めて容易に非ざることを記憶せざるべからず。

當領の地勢より見て、上水の蒐集及配給は多額の費用を要する事業なると共に水不足の間中は徹底的の取締に對する施設を必要とする所なり。同様に香港の人口を構成する大多數住民の性質及事情を參酌するときは、上水課税に對し實施し得る唯一の單位は財産の單位にして、政府の承認し得る納税者は單に家主のみなり。

支那人官營住宅に課する超過給水料の支拂は、政府と各階の主要借家人との間に解決すべき事項なりとの多くの提案には賛成するを得ず。我等の意見としては斯る協定は實踐政治の範圍内に非ず。

我々の一層同意し得る提案は、即ち家主と借家人間の給水料支拂を容易ならしむる爲め政府は支那人借家の各階に夫々別々の給水メーターを進んで設備すべしと言ふにあり。事實、本委員會に於ても之れが設備は家主又は借家人何れかの明確なる申出に依り適當の預金を支拂ひたる上になさるべきことを提言するの用意あり。然れども本制度を廣く一般に適用することは多額の資金支出を要するのみならず、毎年維持費及人件費の大増加を來すと共に、本委員會

の最終提案にして採用せらるゝ曉に於て、提言の條にある理由は消滅するに至ることを希望するものなり。
 前述の提案は政府の財政中上水の占むる地位に對し全然新らしき態度の採用を要求するが故に、此點に關する現狀の簡單なる大意を序文とするを要す。

數年前迄は、資本金又は營業費の性質の何れを問はず上水に關係したる一切の歳出は上水より徴收せる一切の收入を以て充當せる當領の一般歳入より支辨せり。此制度は水道工事に關する當領の債務が當領の收入に比例したる可成小規模なりし間は圓滿なる進行を見たるも、總て多額の支出を要する大規模の水道工事を爲すの必要に迫られ、到底年々の豫算を以てして明白に負擔不可能なる時期到來せり。

此種の大事業に於ては、凡て其主たる利益は次期の時代に初めて生ずるを常とするを以て、其次期の時代が、右經費の幾分を負擔せしめらるゝことは理の當然なることとす。政府に於ても此原理を認めて此大事業を公債を以て賄ふことに決したり。今日まで二回の公債發行せられ、其收入の大部分を水道工事に割充てられ居れり。然れども、今日の所單に重大なる事業のみ「公債事業」の部類中に包括せられ居れり。

故に會計學上より見て現在二種の制度實施せられ居り、一の制度は他に重複し居れる現狀なり。其結果は稍々複雑となり損益を示す明瞭なる計算書を作成することを一層困難ならしめ居れり。

本委員會の要求に基き水道官憲は左の如き計算書を提出せるが、右は昭和七年及八年度の上水に對する歳入歳出を示すものにて、公債事業上の債務の點に於て公債に要したる總額を併記し居れり。之等の計數は水道局の代表者が本委員會に提出したる證書書類に依り補足せられたり。

水道事業よりの歳入

(イ及ロ) ニパーセントの料金、メートル貸附料、消防事務保險保有額及超過消費よりの總收入

	昭和七年	昭和八年
ニパーセントの料金	七二九、七四三・六七	七五五、八八三・五八
消防事務を含むメートル貸附料	一四一、〇四五・〇九	二〇七、一六七・八八
超過消費	一一、七七三・九四・〇一	一、五二一、七三九・五〇
計	二、〇四八、一八二・七七	二、四八四、七九〇・九六
軍事費撥出としてニパーセント控除	四〇九、六三六・五五	四九六、九五八・一九
	一、六三八、五四六・二二	一、九八七、八三二・七七

(ハ) 同時期中の水道工事の維持費

	昭和七年	昭和八年
一、事務所使用料、臨時費、文房具費、暴風損害等に對する十パーセントを含むP・W・R	四四五、〇四二・四四	三八〇、〇七五・二九
二、俸給(但し賜贈、給賞、住宅増時間、運送費、會計課職員等に對する二十五パーセントを含む)	二六三、九四六・八〇	二三七、六五八・五九
三、起債前一千萬弗資金支出に對する一パーセント半の減價	一五〇、〇〇〇・〇〇	一五〇、〇〇〇・〇〇
四、P・W・E擴張及改良	三〇二、五四四・八七	四三九、三四一・七九
五、新しきメートル器	三二一、九四五・二九	二五七、七〇四・一七

計	昭 和 七 年	昭 和 八 年	昭和九年—十二年 豫 算 額
歳出に對する明白なる歳入超過額	一、四八三、四七九・四〇	一、四六四、七七九・八四	五三三、〇五二・九三
公債歳出	一五五、〇六六・八二		
一、一九三七年(昭和十二年)迄の水道事業に對する公債所要額		一七、一二四、四三六・五二	

二、昭和六年十二月三十一日迄の實際歳出	七六一、三五九・九九	一、九一三、二五四・五四	八六二四、〇四六・二五
出	五、八二五、七七五・七四	六、五八七、一三五・七三	八、五〇〇、三九〇・二七
	六、五八七、一三五・七三	八、五〇〇、三九〇・二七	一七、一二四、四三六・五二 (支出總額)
三、前述に對する公債諸雜費			
一、簡年利子 三パーセント半	二三〇、五四九・七五	二九七、五一三・六六	
減價基金一簡年四パーセント	二六三、四八五・四三	三四〇、〇一五・六一	
四、公債諸雜費總額	四九四、〇三五・一八	六三七、五二九・二七	
明白なる歳入超過額控除	一五五、〇六六・八二	五二二、〇五二・九三	
五、本年度純損失	三三八、九六八・三六	一一四、四七六・三四	

前表中考慮を要する第一の事項は (ハ) 表の「水道に對する維持費」の第三項なり。一千萬弗の金額は昭和二年一月一日以前に水道に對する資金出費額を示す。當時近き將來に於て之等の水道工事は更新を要するに至るものと豫想されたるを以て、一パーセント二分の一の低率の減價償却費は毎年此一千萬弗より支出せられたり。事實 (イ) 工事は過去の歳入より凡て支出せられたること (ロ) 毎年十五萬弗の減價償却費は、更新の爲め引出し得るが如き準備金に割當又は拂込まれずして、單に當領の一般歳入に拂込まれたること (ハ) 減價償却費は毎年一千萬弗の全基金額より支出されたるものにして、減價償却せる基金額より支出されざりしこと (ニ) 普通の置換は再發土木事業費の内雜持費を以て充當されたること (ホ) 増設及小規模の擴張は臨時土木事業費を以て充當したること、最後に (ヘ) 大事業の更新を必要とする天災の場合、事業は大抵公債を以て附はんとせられたること等は認めらるゝ所なり。

前述の事情に於て、此項をば水道工事維持費中に挿入することは妥當なりと言ふに賛同し得ず。斯の如く挿入することは、基金歳出と歳入とを混同することにて健全なる會計學の主義に反する所とす。金一千萬弗の基金出費は既に歳入より全額支出されたる所にして、將來必要と成り得る如き如何なる重要な置換も生ずるに従ひ宜しく公債に依りて取扱はるべきものとす。本委員會の意見として上水より得たる歳入には減價償却費として年々十五萬弗の出費を負擔せしむる必要ありと認む。

同表の第四及第五兩項 (D・W・E擴張、及改良及新しきメートル機) に關し、此歳出の大部分は基金出費なるも其代りに歳入増加を齎すものなり。故に此歳出は公債勘定の借方に記入すべきものにて、同年歳入に對する負擔とすべきものに非ずとは本委員會の一致せる意見なり。

之等の提案を昭和八年に對する前掲の計數に適用するときは、約八十四萬七千弗の金額を維持費より控除し、内六十

九萬七千弗は公債勘定に繰越され、十五萬弗は全然除去せらる。此八十四萬七千弗より(ハ)表の第五項に記された十一萬四千弗を控除せんか、純預金残高七十三萬三千弗となる。故に之等三項の費用を同年歳入より支出せざりしに於ては、同年の營業に對する純損失を假定したる後に於ても、上水よりの歳入を昭和八年の場合よりも少く、約九十一萬六千弗と豫算すること可能なるに至るべし(九十一萬六千弗より二十パーセントの軍事費を控除して七十三萬三千弗)。同年の上水超過消費よりの歳入は百五十二萬一千弗なりしを以て、上水超過使用料の上に六十六パーセントの割戻を與へ得べく、尙且つ歳入より正常なる營業費の公正を得たるなるべし。故に本委員会は上水超過使用料金を著しく低減せられんことを提案す。

更に本委員会は上水に對する歳入歳出を當領の一般歳入と合計せんとする現制度は上水使用料に關する情勢を曖昧なるものたらしめ、上水を歳入財源たらしむべからずと云ふ豫ての政府の聲明せる政策に反對するものとの意向なり。本委員会は此政策に全然賛意を表するものにして、其實施を阻せんが爲め當領の給水は政府取締の下に別箇の市政府事業に組織を變更し、全然土木局又は其他の政府部局より分離せんことを提案す。

第十一章 財政問題

通貨、金融及外國爲替

當領の通貨及銀行經濟の問題は、凡て昭和六年五月發行の通貨委員會報告書中に充分に取扱はれ居れるを以て、本委員等が右の廣汎なる報告書に有効に追補し得る事項なし。

香港通貨委員會報告書第八十一章に掲げられたる結論「即ち「香港は經濟的に支那の一部にして、支那が採用する

限り銀貨本位を依然維持せざるべからず」とは當然にして暗々裡に承認せらるゝ如く思考せられたる所にして、之に反對の批判なき場合に於て、香港通貨に對する打歩を取縮る爲め過去數年間に採用されたる手段方法は、其成績が概して貿易に採り満足なりし點に於て、一般の賛同を得たるものゝ如く思はるべし。

當領の通貨の問題は、當委員會の調査したる多くの證人より殆んど提出されたることなく、上海及支那其他の土地に現存する勞銀及取扱貨の比較の際にのみ僅に間接に問題とされたるに過ぎず。

昭和九年十月十五日南京政府は、日々支那中央銀行にて指定する倫敦に於ける先物銀の時價に關係ある英貨爲替相場を基礎とし、均等税を加へ支那より輸出する銀の税率を二ヶ四分の一より十パーセントに引上げる規則を公布せり。其結果として支那の通貨は「取縮」らるゝに至れると共に、世界通貨にて表せば價格下落し、其結果香港及上海兩港間クロス・レートは約十二パーセント方直ちに高騰するに至れり。

本委員會の開會中なりしを以て、當領に關する支那官憲の採れる此措置の影響を考究し、事實を充分研鑽したる後、兎も角當分の間當領の通貨を現在の銀本位となし置き以て、貿易の爲に最善の努力を致すことに結論の一致を見たり。支那政府に於て更に手段方法を講ずる場合には、當領は其際の状態に從ひ全問題を再検討することを必要とするに至るべし。

南支に對する物貨集散貿易の中心地としての地位は香港をして極めて重要な銀行業中心地たらしめつゝあり。先づ第一に貿易の現状は完全なる組織を有する爲替銀行制度を必要とす。故に從來設立されたる銀行は、特に爲替銀行にして此銀行は同時に又普通の領内銀行業の機能を行使す。加之、三個の英國銀行は紙幣發行權を有し、之に依り當領の貿易は金融を計られ居れり。此聯合の紙幣發行は昭和十年一月三十一日現在一五八、六〇一、九〇〇弗に達し居

れると共に、一面又南支の近接各省の貿易上極めて重要な役割を演ず。
香港取引所仲買人協会は正當に構成され承認されたる機關にして、其會は爲替相場場の點に於て銀行と商人との間の連鎖を爲すものなり。

香港には、香港株式取引所及香港株式仲買人協會と稱する二個の承認されたる株式取引所あり。

實情より見て二個の取引所を正當とせず、寧ろ二個の機關は併合したる方有利なりと提案するものあり。更に投機及び利害關係人に依る地方株式の「故意の價格下落」を抑制するやう努力すべしと提案したるものあり。

されど委員會は之等の問題は検討の範圍外にあり、關係二取引所に於て白らが協定すべき事項なりとの結論に到達せり。

貿易及工業に金融せんとする意思なきを以て、當領の銀行に批評を向くることを得ず。事實世界に於て外國爲替及財政制限の爲め影響を受けざる所なし。同時に當領の貿易は香港の通貨及南支の通貨兩者の變動に依り著しく阻害され居れるも、爲替に關する不確實さは決して香港獨特の痼疾に非ず。之は世界的の現象にして世界回復上至大なる一障害物なり。

香港及支那の通貨の基礎たる銀は世界を通じ投機者流の眞正の賭博用計算器となれり。其結果健全なる取引に必要な安定さを缺くものとす。

然し乍ら此理由に基く銀の變動は好ましからざるものなりと雖も、「銀の賣買に依り相場を高低せしむることを阻止し又は他の世界商品と銀との關係を分離せんことを目的とする如何なる人工的措置も一層不幸の結果を來すを例とす。過去に於ける銀の高低は頑迷に他の商品の高低に附隨したる爲め銀使用國との世界貿易を大いに容易ならしめた

り。高率の爲替相場は如何なる場合にて支那の購買力を増加すべしと云ふ米國に行はるゝ意見は誤謬なり。其明かに望ましき目的を達する爲め、高率の爲替は必然同等高率の世界商品價格を伴ふべく、然らざれば支那の生産品は餘り高價に過ぎ、世界の他の國は之を輸入する能はず。従つて支那は輸出するを得ず。若し輸出し得ずとせば、支那通貨購買力如何に大なりと雖も、輸入することを得ず。故に投機に因る大變動は海外の商人の恐るゝ所なるに反し、穩健なる變動は正當なる貿易の要求に従ひ誠に望ましきものとす。今日は世界の爲替に關し國際的措置を講ずる迄に充實し居らざれども、充實の曉は、銀の問題は賢明さと先見の明とを以て處置せられんことをのみ望み得るところなり。此問題の處置は極東に於て關連する處至大なるを以て、今日本問題を複雑ならしむる種ある米國內の多くの些細なる要素をも不安を以て眺めざるを得ず。

貿易及工業に金融することを好まざる處か、香港の支那銀行の或ものは高率の利子にも拘はらず不充分ながらも土地家屋に無難作に金を貸し居れり。此行爲は信用貸を除くに容易に得らるゝ傾あり。斯くして得られたる資金は屢々再び全額抵當に入れらるゝと共に、此信用貸は如何に少額なりとも凡て利喰ひ押しにされ易く且つ大不景氣起るときは、財政上の破綻を不可避ならしむるが如き不安定なる結果を伴ふ。斯る危険を除く爲め法律を制定することは實行し得ざる所ならんも、より健全なる金融方法を採用するに至る手段は凡て當領の健全さを増加するに至るならん。

我等が稍々不安を以て眺むる今一つの財政事項は最近の「貯蓄銀行」の設立なり。此種の銀行は、金額少くとも貯金入目の大なる預金者の拂戻に容易に應じ得るやう其資金を常に成るべく流動状態になし置くことを要す。故に「貯蓄銀行」が餘裕ある資金を準備すると共に定期貸付金又は抵當に對し一定のパーセンテージ制限を爲すが如き投資に關する或規定を政府が可決すべきものと思はる。貯蓄銀行預金者は普通無資力の人々なるが故に、此種銀行の一が支拂

停止することあらんが、之に依りて生ずる損失及不幸は廣く波及すべし。

第十二章 航 空

航空は最近數年間長足の發達を爲せるが英帝國も此點に於て遅れず。一方支那も亦航空に關心しつゝあるが、道路又は鐵路なき龐大なる支那に於て、航空路の漸進的開設は合理的に發展を見るならん。

然れ共今日まで支那は世界の各地と航空に依る連絡なかりしが、之は支那の非常なる關心を拂ふべき問題なると共に、支那との直通航空連絡は、英國の極東路が新嘉坡より更に遠洲に伸長しつゝある今日頗る有意義なることを信ず。

商業的價値を増大しつゝある此迅速なる新交通機關に對しては、今日香港は海洋航行船舶の錨地としての地位と同様慎重なる考慮を拂ふべきものとす。

經濟的價値あらしめん爲め航空路は此路上に世界の貿易中心地存在するを以て既定の貿易路を通過せざるべからず。香港は世界の第五位の大港にして大中間貿易地なるを以て、一方支那と近東及歐洲、他方馬尼刺、米國、遠洲とを夫々連絡する航空港としての發達を必要ならしむる爲め一切の施設と長所を有す。航空は既に此連絡を機械的に可能ならしむる迄に充分發展を遂げ居れるを以て、之れが實現如何は一に企業心と誠意とに因る。此航空より受くる關係者の利益は無限なるに鑑み、此航空連絡より得る種々の利益を調整せんとすることに極力努力せんか、協力に必要なる誠意と經濟的基礎の下に企業に對する安全性が現はるゝに至るものと信ず。

香港を英國航空路の一港とすることは自然にして當然のことなるも、過去の船舶出入に對する如く將來は航空なる

點より見て、英國の適當なる参加を得るに於ては香港は開港場を維持すると共に航空に對する關心と各國の航空路を歓迎せざるべからず。

我等は航空交通と航空關心とが極めて確定的に發達を遂げたることを直覺せざるべからず。航空路の設定に連れ商人其他に採り極東への短期訪問は一層容易となり、一層多くの旅行者及遊覽客は長期の海上旅行の必要なく香港及支那を訪問するに至るべし。然れ共直通の航空に對する主要理由は郵便物輸送たるべく、現在歐洲向飛行郵便は單に新嘉坡より發すれども、此線に依る香港間の輸送も絶えず増加しつゝあり。將來香港までの直通航空連絡完成の曉、飛行郵便物運送著しく増加すること、信ず。更に考慮すべきことは香港が航空港として確定的に設定せらるゝに連れ、香港及支那への便宜増加の外に、他の方面に於て衰微しつゝある事業に代りて、新事業及新工業盛んに起るに至るべし。

飛行郵便に關しては今日不景氣にも拘らず、香港より歐洲への之れが利用は左の如く益々増加しつゝあり。

昭和七年(八月—十二月)	書翰	八、六一八
昭和八年(一月—十二月)	同	三一、六三五
昭和九年(一月—六月)	同	一七、八六四

昭和九年の増加は約一〇パーセントにして、飛行郵便に依る書翰は汽船に依る書翰の二・四六パーセントなり。聞く處に依れば、飛行郵便事務を行ふ爲め郵便物の五乃至十パーセントは飛行割増料金を支拂ふべきものと一般に豫想せらる。然れ共香港より歐洲行書翰の割増料金は高率なる上に更に直接航空連絡なき爲め時間の節約は現在非常に大ならざることを記憶せざるべからず。香港より倫敦への直接飛行郵便は恐らく七、八日以内を要する事實より見て、

商人が之を利用するに依り利益を得るを以て大増加を期待し得べしと思考す。

故に官憲に於ても即時英國航空便を香港と連絡せしめんことは我等の希望なり。本件は既に香港政府及英本國官憲の關心を受けたるも幾多の難關ある由なり。然れ共凡ての關係者に對する利益は頗る大なるを以て、凡ての利害關係者を調和せしめんとの熱心なる企は成功するに至るべし。

更に支那の國內航空と英國の主要路を連絡せしめんが爲め、英支會社を設立するやう英國航空關係者と支那の夫れと連絡努力せんことを望む。

第十三章 觀光事業

香港が初めて英國の植民地となりし際、決して遊覽地ならざりしも、初期の移住民の努力と先見とに依り今日の香港を作れるものにて、自然美を巧みに指掌美化し、最も近代式の科學を利用して行樂の地となせり。故に初めて香港を見るものは賞讃の辭に窮するが如きは何ら不思議に非ず。然れ共第二印象は失望に類し「香港は美しき土地なれども、何ら樂しむべき施設なきは遺憾なり」と言ふを屢々聞けり。又香港が更に廣く宣傳されざることに驚けるものあり。

之等の言及び不景氣の事實を胸に抱きて、本委員會は (一) 香港を一流遊樂地として更に廣く宣傳し (二) 日中自然の風光を眺め夜早く就寢する以上、何ものかを欲する人々を一番香港に誘引することの可能性を探究するに努力せり。

當領の永住者には勿論乗馬、ヨット遊、ゴルフ、庭球、クリケット、蹴球、木毬戲及游泳の如き幾多の戶外遊技の

外、多くの社交機關あり。されど滞在期間短き來訪者にして、種々の氣晴遊を要求し愉快に過さんとするものには之等の俱樂部其他は入會形式几帳面なる爲め利用することを得ず。

多額の經費を支出せずして香港を遊覽者の樂園に急變することは不可能なること明白なれども、徐々に計畫を進めて、一層魅力的たらしむべしとの理由には賛意を表明するものなり。更に當領の魅惑を廣告し多くの娛樂機關を來訪者に開放すべし。

本問題に關する重要な證言を聞き慎重に考究したる後、左記の中間報告を政府に提出することに決したり。

「本委員會は海外又は支那より旅行客を勧誘せん爲め政府が大いに宣傳廣告すると共に政府が旅行趣味の向上を促し、英本國及其他に於て爲さるゝと同じく香港の發達に或程度の財政的援助を與ふべきことを主張す。本委員會は旅行客及遊覽客の來訪を勧誘する政治的團體香港に殆んどなき事實を知る。多くの國には官營團體の外に、市設團體ありて夫々來訪者に對する娛樂機關を奨勵し、海外よりの旅行客を誘引する等適當なる宣傳をなしつゝあり。

本委員會は一致の意見を以て政府は宜しく一官吏を任命し、同官吏は本委員會の勸告に従ひ、ホテル、船舶會社、小賣商人の代表者及其他觀光事業に關係を有する人々を勧誘し、一臨時委員會を組織せしめんことを推奨す。此委員會は旅行客運輸及娛樂供與を促進するに關心を有する人々の入會隨意なる旅行協會を香港に設立の可能性を調査したる上、之れが設立の手段を講ぜんことを提案す。右協會は協會内に委員會を選任し其内に一名の政府代表者を含むものとす。

政府は一定の金額を臨時委員會の使用に任せ、同委員會は旅行協會會員よりの中込金又は會費の制度を決定するものとす。更に同委員會は斯種の基金及政府並に觀光事業に關係ある大團體よりの補助金を以て香港に關する宣傳用文

書を發行頒布するものとす。

前記中間報告には旅行協會委員会の採用する手段方法は詳記されざりしも、同委員会は協議の上左記の事項を適當に遂行すべきものとす。

(一) 動く廣告看板及誘引力ある廣告の一般問題

(二) 來遊者に娯樂方法を講じ、一般會員の娯樂を妨げざる方法にて承認されたる來訪者に適當に俱樂部を開放すること

(三) 特許營業法

(四) 廣東への直通道路問題—本委員会は廣東省に於て大規模の道路開鑿の行はるゝことを聞けるを以て、直通運輸事務を促進し香港又廣東をも裨益する直通道路を廣東省内の道路と連絡せしむること可能なりと信ず

(五) 航空

(六) ホテル、船舶會社及小賣商人に於て來訪者を誘引する方法

其他多くの事項を絶えず考究するを要す。本委員会は香港をして一遊覽地となし旅客の金を費消せしめんとする一運動必然生ずべきを確信す。右の運動は總て其費消したる金以上に収益するに至るべし。

ホテル、キャバレ、料理店、支那劇場の營業時間を現在の十二時より午前二時迄延長すべきことは本委員会の一致せる意見なり。

前記中間報告を提出して以來、政府は右の營業時間を延長せると共に旅行協會設立に關する本委員会の主要提議を履行する爲め夫々手段を講じたり。

政府に提出されたる登書及證據書類に記載せらるゝ「明朗なる香港」に對する種々の提案は、宜しく右協會の考慮に委任せらるべきものなるも、此機會に於て當領の道路と廣東省との道路との連絡問題は速に充分の考慮を得んことを強調せんと欲す。

廣九鐵道英國區域監理官の好意に依り、南部廣東省の現在及將來の道路を示す一地圖を附録とすることを得たり。右に依れば、深圳の一橋梁の完成は直ちに當領と惠州及ワイ・ユン縣と連絡し得べく、勢ひ廣東、深圳及トウソク及サンオン各地方間の道路交通完成は單に時間の問題に過ぎず。

香港側としても門口に近き各種施設を利用する充分の用意なかるべからず、且亦兩國のみの利益なるを以て當領と支那との道路連絡に最善の努力を拂ふべきなり。

更に速に考慮を拂ふべき問題は、即ち今日廣告宣傳の最も有效なる方法は無線電信に依るものなることは一般に認めらるゝを以て、單波送信機を購入し香港よりの放送を印度より日本迄に延長することにあり。

本委員会の要求に基き、土木局電氣機械技師長より幾多の計畫提出されたるを以て此種放送の爲め特に作られたる短波送信機の購入計畫の採用を提議せんことを決定せり。

此提案は假承認を得たるが故に、該機設置と共に當領を東洋各地に廣告する上に全能力を發揮するに至るべし。

第十四章 豚 及 家禽

本委員会構成直前に、ニュー・テリトリーズ地方に於ける豚及家禽の育成の改良及擴張の爲め採るべき實行可能の手段方法を考究し提案せんが爲め、總督閣下は一委員会を任命したり。

同委員会は其後報告書を發行せるが、本委員会としては其提案を支持するに毫も躊躇するものに非ず。更に香港の食料品生産を及ぶ限り増加することに當領が努力しつゝあることは經濟上重要なことをば強調せんと欲す。

當領は從來常に其住民の消費せる食料品の大部分を輸入せり。此輸入品に對しては主として其貿易よりの所得より支拂ひ居れる所にして、今日の如く當領通過の貿易量減少する際は、之が補償の爲め香港自身の活動力を増加することと必要にして、之に依り其金の流出を防ぎ、當領内に増加せる仕事を與ふべきなり。勿論此議論は當領内の經濟的生産を可能ならしむる如何なる商品に對しても適用し得ること明白なると共に特に豚、家禽及卵に適用すべく、從來此種の品は多量に輸入消費され居たるなり。

香港の豚の生産は從來多額に上り一年約百五十萬羽に達せりと雖も、輸入量の僅か七分の一に過ぎず、且又委員会報告書に記載の如く、適當の指導と奨励とを爲すに於ては「現状の著しき改善は充分に期待し得べし」。

第十五章 雜 問 題

本委員會議中、相當重要な幾多問題に逢著せるが、之等の問題は或は其内容秘密に互るか或は又其範圍制限され居る理由に依り、本報告書の主要部を構成する各章に挿入を適當ならずとせるものなり。

考究の結果、公開文書に記載し得るが如き問題は之を特に雜章中に入れ、秘密に互るものは秘密報告記録中に入るゝことに決定せり。

A 電 報 料

香港の電報料は不當に高く當領の貿易に對し確實に負擔なりとの非難を本委員会に於て受領せり。其證據として掲

げられたるものに依れば、一大貿易會社は一年電報の爲め三萬弗以上を費し居れるが、此電報料は特に香港倫敦間に於て法外なりとす。

本委員会の要求に應じ此問題を辯解の爲め大東電信會社の香港支配人カーター氏より證據の提出ありたり。次章に之を記載せん。

大東電信會社は、大なるマージャー電信、無線電信會社の支社にして、英帝國の監督に基き私人企業に依り統治せらるゝ英帝國公益會社なり。

國際電報料は金法にて指定せられ、定期に調整せらるゝ一換算率を以て香港通貨に換算せらるゝなり。大正二年以降、金法料金は香港—倫敦間に於て一語に付き五・五〇法より一語に付き三・四五法に減額されたるが、最近の減額は昭和四年なり。

此料金は、同一會社が海峽植民地に對し三・五〇金法、佛領印度支那に對し三・八四金法、屬領東印度に對し四・〇〇金法と指定し居れるに比較し有利なり。此全額料金の外に、全額料金の半分及三分の一の減額料金サーピスあり。

努力節約案の採用に依り同會社は過去二年間に二百萬磅の範圍にて節約を爲したりと雖も昭和四年以降之れ以上の減額を爲し得ざる状態にあり。現在同會社は其資本の半額以下に對し二パーセント四分の三の配當を漸く支拂ひ得る状態なり。之が理由を擧ぐれば左の如し。

(イ) 過度の競争が電報事務の過度の發達を來し此過度の發達は各關係者をして不經濟なる立場に陥らせり。歐洲各國と其植民地間の直接通信路の設定は國際電信の全組織を破壊し且つ國際有線電報交通量を減少せしむることに依り電報料金の減額を阻止したること。

(ロ) 有線電信會社は各國政府の賦課せる特權使用料、通行税及最終電信局税の形式にて課税の重き負擔を負はざるべからず。或場合には之等の課税は最好景氣時代に課せられ、爾來不景氣の時も少しも軽減せらるゝことなく繼續せられ居るものにて、他方他の場合に於て之等の課税は、但稅賦課政府の行ふ公務に對し全然正當なる理由は殘らず。近き將來に於て近代の發明界が一層合理的な條件の爲めに闘ふべき一武器を供與せんことは切望に堪えざる所なるも、全問題は極めてデリケートなると共に、即時解決し得られざるものゝ如し。

(ハ) 過去五ヶ年間に有線電信會社は絶えず増加しつつある無線電信會社との競争に悩まされ來れり。概して一有線電信局よりも無線電信局を經營維持することは遙かに低廉なり。且又無線電信に依る通信は特に戦時に於て多くの反對を受くるとは雖も、有線電信會社濫入の一財源を甚しく蠶食するに至れり。

(ニ) 最後にカーター氏の説に依れば、世界の好景氣が回復して有線電信事務が一般に増加するが、又は英帝國通信の各分散せる凡ての制度が一律の取締りに歸する漸次行はるゝ集中主義に依り英帝國内部の競争を除去するが如き時期の到來する迄は、電報料減額の望を抱き得ざるべしと。

何故香港より倫敦迄の有線電報が倫敦より香港迄のもの以上に料金を要するやの質問に對しカーター氏は金法相場は發送及外來電報何れに對しても同一なりと説明せり。然し乍ら英國は金本位を脱却したるが故に、金法と同値の英貨の相場は事實現在よりも著しく高率なるべきなり。倫敦に關する限り、有線電信會社は英貨料金を變更せずして貿易量を可及的維持せんと努力しつゝあると共に、金にて表はす英貨の減價に依り生ずる損失を自ら負擔しつゝある状態なりき。然れども此政策を擴張して英帝國の他の地域をも包含せんとするの可能性なかりき。

此證言よりして香港は其近隣地域よりも富裕なる如く見ゆると共に、當領は單一に考慮さるべきものなりとのこと

を強調するの要あり、且又有線電報料金の一般減額は貿易の回復を助け又は少くとも、目下不況にある商業上の負擔を軽減することを得べし。従つて有線電報料金の負擔は取引貿易の量に反比例することを記憶せざるべからず。

又茲に指摘したきことは、不景氣の過去數年間に於て基本商品の價格は世界的に廣く減額されたるに反し、當領の電報料金は昭和四年以降全然變更なきことなり。有線電信會社の現在の政策が斷乎改正の必要に迫らざるや否やは同會社に於て審重調査の事項なるべしと思考す。蓋し現在の高率の電報料金を存続することは同會社に採り其半至急的電報の大部を永久に失ふに至る強き可能性ありと我等は思考するが故にして、此半至急的電報はより低廉にして稍急速を缺く通信方法に轉するに至るべし。

B 香港に於ける石油價格

本委員會の考究せる別の一問題は、極東の他の大都市及英國の價格に比較しての香港の石油價格なりき。然る所此商品の販賣價格を決定する多くの變動なき要素あるが爲め、不幸にして容易に理解し得且つ精確にして最新の價格比較表を作成することは容易に非ず。此ことたるや左記計數を考究する場合に記憶すべきことにして、更に通過の爲替價値の變動、關稅及消費税の不同及び容積の異なる測定を、共通販賣單位に縮少する際の小誤謬等をも酌量せざるべからず。然し其之等の諸點を保留して、左表は昭和九年十二月末現在記載各地の石油の小賣價値に關する略々正確なる計數と見做すことを得べし。

上海	販賣の單位	米ガロン
	總小賣價段	九一仙
税		三九仙

純小賣値段

五二仙

香港通貨を上海百二十三弗 \parallel 海關兩百弗の相場にて換算。一米ガロン \parallel 英ガロンの \circ ・八三二五、即ち一英ガロンは海關五十一仙に等し。

大連 販賣の單位

米ガロン

小賣値段

六十六錢 (日本貨)

税

なし

純小賣値段

六十六錢 (日本貨)

香港通貨を日本貨百四十六圓 \parallel 海關百弗に換算。英ガロンを一米ガロン \parallel 即ち英ガロンの \circ ・八三二五、即ち一英ガロンは海關五四仙に等し。

英國 販賣の單位

英ガロン

總小賣値段

一志五片

税

八片

純小賣値段

九片

香港通貨を海關一弗 \parallel 一志八片に換算。之は一英ガロンは海關四十五仙に等し。

廣東 販賣の單位

米ガロン

總小賣値段

海關九十七仙

税

四十一仙二分の一 (四十乃至四十三海關仙)

純小賣値段 海關五十五仙二分の一
一米ガロン \parallel 英ガロンの \circ ・八三二五、即ち一英ガロンに對し、海關六六・七仙に等し。

香港 販賣の單位

英ガロン

總小賣値段

一・一〇弗

税

〇・二五弗

純小賣値段

〇・八五弗 (昭和九年十二月二十五日以前)

純小賣値段

〇・七五弗 (昭和九年十二月二十五日以降)

摘要

香港通貨にて換算せる一英ガロンに對する石油會社の總収益

上海	五一仙
大連	五四仙
英國	四五仙
廣東	六六・七仙
香港	八五仙 (昭和九年十二月二十五日以前)
	七五仙 (昭和九年十二月二十五日以降)

本表に表はれたる小賣値段の異なるは價格を一部香港通貨にて換算したるに依り強められたるものなりと雖も、香港に於ける明かに過重の價格に就き相當證明を必要とす、依て此點に關する當領の三大石油會社の意見を聽取せり。

各石油会社よりなせる釋明を摘記せば左の如し。

- (イ) 世界的生産過剰の爲め石油の値段は引合はざる迄に下落を餘儀なくせしめられ、而かも其一結果として、廣汎なる販賣組織に對する経費を要せざると共に、其生産品を引合はずと思はるる値段にて販賣し得るが如き小産油業者及販賣業者と世界の各地に於て斷えず大石油会社は競争せざるべからざるに至れり。
- (ロ) 當領に於ける値段は石油会社の支出せる金に對する相當の収益以上を示すものに非ずして、激烈なる競争の結果値段を引合はぬ程度まで下落せしめたる地域に於ける値段と公正に比較すべからず。
- (ハ) 項中の最初の陳述を裏書する意味に於て記憶すべきことは香港の地勢が或程度の工場及設備を必要とし且又一般に販賣増加の形に於て相當の収益を得ずして諸経費を増加すべきものなることなり。香港の石油貿易總月額は平均約三十一萬米ガロンにして上海にては一百萬米ガロン、マニラにては更に多し。此總賣上高の差違は、特に當領に於ける石油分配施設が今日よりも遙かに大量の貿易に應ずる様設計せられあるを以て、著しく大なる諸経費を意味す。香港に於ける家賃、諸税及勞銀は前記各地よりも高く、加ふるに特殊の屢々極めて高價の消防器具の設備に關する規則嚴重に實施せらる。
- (ニ) 前記摘要に掲げられたる計數は石油会社への概算總収益にして純収益に非ず。右には販賣者の割引及重要な商業顧客に與へらるゝ割戻は何ら酌量せられず。香港に於ける制限された使用量は茲に再び重要な役割を演ずる關係上、販賣人の賣上高は一層少額にして石油会社よりの割引は從つて、石油販賣が一層有利なる商賣なる地域に於けるよりは大なり。石油会社への平均純益は一英ガロンに付六十八仙其總収益は八十五仙と評價され居れり。

(ホ) 最後に機關燃料費は現在使用中の貨物自動車及乗用自動車の總運轉費の僅に小部分(約二十パーセント)に過ぎず。故に石油値段の減額は地方工業の營業費を削減するに殆んど效果なきに拘らず、石油会社への總損失は多額に達するならん。

當領の地理的状況は限定されたる使用量と共に營業費を増加し利益を減少せしむる傾あるに過ぎず。然りと雖も現狀に於ては香港は他の地域に於ける競争の結果に課せらるゝ負擔の幾分を負ふべく仕向けられざることは全然我等の満足せざる所なり。例へば香港に貯藏せられ香港より廣東に運輸せらるゝ石油は、別に運賃其他の経費を要するに拘らず廣東にては香港よりも安價に販賣せらるゝことは特筆に價す。

値段の低減に最も有力なる要素は公然たる競争たることは疑もなき所なるも、當領に關する限り、此要素は殆んど存在せざることを認めざるべからず。現在に於ては値段を不經濟の水準まで低減し得るが如き措置を主張するもの非ざると共に、大石油会社は香港よりも價格遙かに低廉なる前記市場に於て損を見越して販賣しつゝあることを信ずること困難なり、且又之が事實とせば香港の販賣は斯る損失を相殺し得べしと信ずることは一層困難なり。

本委員會は之等石油会社に記憶を促したきことは、事實上の專賣は看過すべからざる一義務を伴ふこと、合理的の値段を徴收することに依り香港の公衆は新しき競争者の出現を熱心に歓迎せざることを保證することは各会社自身の利益なることなり。

通貨爲替相場の騰貴より受けたる利益を可及的速かに消費者に譲ることの穩當なることを特に各石油会社に推奨せんと欲す。茲に本委員會が記載して満足に思ふことは、我々が本問題を考究し始めてより、石油の價格は一ガロンに付十仙方低減せられたるも、香港亦が過去六ヶ月間斷えず高騰したる事實に鑑み、前記の値段低減が正當な方向に向つ

ての一段以上に見做さるべきものとは考へられず。石油値段の日々の變動は望まじきものに非ずと考ふるも、幾分保守的に非ざる政策は高騰しつつある爲替相場に鑑み有利に遂行せられ得るものとは考へられず。

C. 香港廣東及澳門汽船會社

香港、廣東及澳門汽船會社より同會社が現に當面しつつある種々の問題及難局を記載せる活潑なる覺書入手せり。之等の問題は夫れ當領にて解決し得ざるものにて、之を政府に提出して同情ある考慮を求むる以外良策を講ずるを得ざるものと思ふ。

然れども茲に引照すべき一苦情あり。過去三年間特に昭和九年中汽船會社は廣九鐵道との競争激増の爲め旅客著しく減少せるといふにあり。

鐵道は當領の歳入にて維持せらるゝ政府補助會社なるに汽船會社は納税者として當領の歳入に貢獻すべきことの理山の下に此競争は「不穩當」と記載せらる。

官有又は私營を問はず、鐵道は公益會社にして、同様な性質の事業と競争せざるを得ず。廣九鐵道は十八年間營業不取締の爲めに非ず、支那の國情の爲め其營業費を補填し得ざる有様なり。若し香港納税者が當時公平に鐵道の株主と見做さるべきならば、機會あり次第自己の損失を必然取戻すべきものなりとす。

更に本委員會の意見として、運輸機關の競争は、若し運賃が事業能率と兩立し得るに於ては貿易を促進するものなり。運輸機關の能率の標準は「營業比率」即ち營業費と總營業收入との比率割合なり。運賃の減少が歳入の増加を來す限り、一般公衆及運輸會社兩者に採り利益なり。此結果を生ぜざりし減少は凡て不正競争の告訴を受くるも、同鐵道行政は常に此比率減少を目的とし、不利益となる運賃の試験的割引は即時變更されたりとの證言あり。

斯る事情なるを以て同汽船會社が鐵道との不正競争に憫みつつありとの苦情を稟書し得ざると共に、大體に當領に有利なりとする競争を除去する手段を講ずべきことを提案し得ざる次第なり。

第十六章 結

論

本委員會は恢復への近道を發見し得るや否やに關し抱懷せる一切の迷想を排除し一切の經濟的偏見を離れて夫々調査に執掌せり。當初よりして香港の左右し得ざる素因の嚴然たること明白となれり。實際問題として本委員會の仕事は香港の活動、資源及其保存の問題を地味に検討せんことに變じたるも、原料なく而かも地方的消費少き香港の如き一植民地に於ては經濟的改造又は近頃流行の國家建設に大がかりな計畫に對し殆んど研究の餘地なし。

當領の經濟政策の徹底的再修正の必要なことは早くも意識したるも、本委員會調査の結果として、香港に關する興味ある資料を得たると、今日迄知られざりし香港の經濟的任務を探求することを得たり。政治的、地理的、財政的の諸種の力が相互に作用する關係上香港は變動常なき極めて複雑な組織を有する一都市を醸成し居れるを以て、委員會が此組織の解剖のみに成功したりとしても、其努力は徒勞に歸したるものに非ざると共に、此商業都市は行政的見解の必然の調整より裨益すべきものと信ず。

第二章に於て大正九年の當領經濟資源調査に就き引照したるが、明治二十九年極めて小規模なるも同様の經濟調査行はれたり。此兩報告書に依り當領の經濟的機能の漸進的變遷を知るを得べく、明治二十九年物貨集散貿易は當領活動の全部なりしが、二十四年後の大正九年には何ら自覺まじき變化なかりしも、附隨的なる其他の活動は既に生産の國勢調査と稱するを正當とする迄に發展を見るに至り。昭和九年に至りて此變遷は僅かの進展を見、當領の工業化は未

だ尙附隨的を免れざるも進捗せり。此工業化の進展にして、大正十四年支那の關稅自主の遂行と云ふ外部的事件なりしならんには目醒ましきものありしならん。實際相互の自由貿易なりし前制度に於ては、香港は上海、天津と同様其商業及社會的關係に於て實質的に支那其物にして、國旗は異なるも、何等經濟上の障害とならざりき。

支那は歳入増加の目的を以て勝手に其關稅率を高めたり。爾來幾度も稅率を高むるに従ひ、其目的も收入増加より外國品輸入制限を伴ふ經濟國家主義の復讐なる目的に發達せり。勿論此政策は香港を特に目的とせるものならざるも、事實當領の支那人に特に損害を與へたり。

香港の物貨集散貿易は他の活動の如く著しき影響を受けず、外國品は支那品と競争せざるを以て引續き輸入せられたるも漸次支那の製品にて代へられんとしつゝあり。然れ共香港工場之製品は今日從來の隣接市場より驅逐せられたる爲海外への市場を求めざるべからざる現状なり。今日世界的不景氣に伴ひ海外市場は萎縮し支那關稅障壁外に於ける香港の地位の不安定は明かとなれり。

故に貨物集散貿易が充分に發展し得、又は地方生産品の南支輸入の損失に依る市場が発見され得るに非ざれば、香港の發展は漸次萎縮するに至るべきも、斯る發展の將來は、海外よりの輸入を節減し必要なる原料及重機械のみを輸入せんとする支那の政策なるが故に有望ならず。支那の工業政策の進捗の結果として貿易の進展は結局世界の立直りと、支那の一般必需品を輸出又は少くとも生産する支那の能力の増加に待たざるべからず。之等の問題は全然香港の左右し得ざる所なるを以て之を検討するの要なし。

支那政府が外國輸入品の制限政策を樹立せんことを忠告せられたるや否やは問題に非ず。然れ共特に香港を壓迫するものならざるもの如く、香港の蒙れる損害は單に關稅の副産物なり。支那官憲が九十八パーセントの支那人を有

し其社會的財政的關係が全然廣東省なる香港に、而かも其富源は自然に支那に流れ込む此都市に打撃を與へんものとは思はれず。

外國貿易が此富源の源泉なること明瞭なるも、支那が必要とする外國品を與ふると共に世界が必要とする生産品を支那より採る、即ち二通の外國貿易なることを意識せざるべからず。此業務の多くは支那人が行ふを以て、當市の不景氣を救済する唯一の方法は香港に於て支那人が製造する生産品の爲め支那の關稅障壁を一部撤廢するにあり。

斯る緩和策は政府の考慮し外交機關を以て協定すべきものとす。歴史的に支那住民の多き當領が支那に對する經濟的價値は既に述べたる所なり。此事實は當領が提供し得る讓歩を構成せざるも、支那政府が當領に對し友誼的同情的態度を採るべき一有力なる理由を成す。當領が支那の援助に全力を盡す用意あることは種々の點に於て明白にして、香港と支那との間に確固たる友誼的協力を樹立するの希望なることを記録せんと欲す。之は支那人勞力、支那の資本及當領の製造品となる支那の原料等は關稅率讓歩に依り影響するや否や。又は各省間貿易に賦課せらるゝ租稅に類似の銀弗稅は支那の利害關係なき商品として取扱はずして香港生産品に適用せられ得るや否や。之等は極めて友誼的な接觸と最後に外交的協定に俟つべき問題なり。支那關稅障壁内に製造地帯をニュー・テリトリーズに設立すべしとの提議ありたり。

支那側との或程度の連絡及討議ある迄は、如何なる確固たる利益を香港が支那に提供し得るやを明記すること困難なるべし。例へば久しきに亙り香港及支那の兩者は密貿易の阻止に痛心せる如き、今一層緊密なる協力を以てせば非常の成功を擧げ得るものとす。

本委員會は支那中央政府と省政府との間の權限の二重性のみの理由を以てせば斯る規定が容易に有利に調停し得べ

しと誤想するものに非ざれども、若し世界の凡ての國が採用せる自給自足の政策にして永續せらるゝ曉、避くべからざる貿易の損失を補償し得る各方法を探究すべき必要を強調す。夫は即ち更に香港の生命たる世界の海外貿易を制限するを以て香港の經濟的安寧に特に不適當なる政策なり。此政策が終局に於て國際的相互扶助の政策に通ぜざるものとは信じ難きも、久しきに於ては當領の物貨集散貿易に多大の脅威となるの虞あり。

英帝國の一部として香港はオツタワ協定に依る或程度の補償利益を受くべきなり。されど此協定は相當複雑なる組織を有するを以て香港をして英帝國の利益の分配に與からしめず。滑稽なることは、英帝國の特惠關稅待遇の點に於て香港は支那に近接することが障害なりと言ふ。或る自治領に於ては香港を以て勞力資本の點より見て英領よりも支那領の如く思惟するも香港政府は必然英帝國の一部なりとの見解を是認し居れり。實に物質分配に對する香港の施設は自由貿易の數十年間英國貿易に計り知るべからざる貢獻をなし居れるに拘らず、英國が其政策變更を適當と認むる今日、當領は此變更より生ずる利益を否定すべからずとは正義のみの要求する所なり。

本問題に關し満足なる結論に到達する曉に於て、此眞の成功が既述の方面に於ける支那との協定を妨ぐるることなきや否やは恐らく疑問なりとは難も、一方面のみの成功も總ては現在の貿易減退を阻止するに大いに與つて力あるべし。他方兩方面の提議が不成功に終れる場合、當領の自然の財源を賢明に使用するは結局香港をして實際以上に重大と思はしめ、難局を突破し得せしむるに至るべし。其の中央的位置世界無二の良港、政治上の安全、治安、無稅、通貨貿易資本、及勞力の制限なきこと等の點に於て當領は滿次世界に無比となりつゝある長所を有すると共に、此理由に因り貿易金融及工業の中心として其價値を増加することを得。然れ共、之等の財源を充分に開發せし爲自由港としての當領の魅惑は未だ充分ならず、世界の最も低廉なる港灣の一としての名譽を維持すると共に、出來得る限り向上

せしめざるべからず。香港が之を爲し且亦現在の規模にて政府の樹立を維持し得るや否やは疑問なり。されど何れにせよ、課稅及貢獻の點に於て當市の負擔を軽くせざるべからざると共に香港の商人の企業及勞働者の熱練を自由に發揮せしむるやう常に充分に警戒を怠るべからず。

本委員會討論中、政府の誠意を疑はずとしても凡ての政府各部局は出來得る限り貿易を助長するの必要を認識するや否やは稍々疑問とするとの結論に達せり。官憲の態度が冷淡なりとの苦情も聞けり。勿論時々妨害ありとの陳述に賛意を表せざるも、好意の缺除ありしものとす。要するに政府の關係部局は當領を利益せんとする企業に同情的考慮を拂はず又は拂ひ得ざることは陳述し得る所なり。

例へば其獲得の目的の如何を問はず、土地の許可に對し最も壓制的條件を課せりと苦情を絶えず繰返さるゝを聞けり。之は私人のみならず勿論一般民衆が結局負擔すべき價格を賣買條件に基き支拂ふべき公共團體にも適用す。更に之等の賣買方法は工場施設及作業を取締る各部局の規則の解釋に於て甚しきを見る。工場所有主の多くは有力者に非ず又無經驗なると共に、歐洲人商業會議所及支那人商業會議所を有し之等を経て政府に申出づべきものと雖も、他方會議所は支那人議員、官吏、英帝國貿易委員及其他を以て行政審議會に席を有する代表者を議長とせる特別委員會を設立せんことを提議す。

前記兩商業會議所の努力を輕視するものに非ざれども、斯る特別委員會は兩會議所の工業關係者、觀光事業關係者、輸出入局、民政長官部及其他の政府各部局間連絡を容易ならしむべし。

純然たる都市の成文の細則及規定の公布は厄介な不撓性を有するものなることは既に述べたり。何れにせよ如何なる形式を採用するとも、斯る細則及規則は容易に理解し易く且決定的のものたるべく、從つて先見ある所有者は豫め如

何なる條件を嚴重に満たし、如何なる餘地を残して官憲の判斷に委すかを知り得べし。之は企業を簡易化せしむるのみならず、當然の要求事項が既に満たさるゝを以て各部屋間の協議を省略せしむる結果官吏の数を節減すると共に特別の越權の條件を課する必要なきに至るべし。

不撓性の問題を除き個々の官吏に廣範圍の權限賦與せらるゝ規則に依り政府の罪惡を擁護するものは實に此形式の立法なり。此危險は即ち香港に見る如き官僚政治に常に存在するものとす。非常時に際し屢々種々の規定實施せられ其儘永久に實施せらる。之に對しては影響を受くる人々の中出を奨勵、歡迎するか、定時の改正に依り保護さるべきものとす。

之等の規則は當領の雜多の事業及市民の日常生活税には物貨集散貿易に概して影響せずと雖も、當領の商法中の一缺點即ち組合の登録に關する規定の缺除に對し激烈なる苦情申出あり。當領内外の貿易業者は借方商店が姿を隠し且其所有者が法的に認定し得ざる場合絶えず損失を蒙りつゝあり。強制登録が當領の如き國際都市に於て生ずる困難は容認するも終局府政に勸誘して例へ登録は從來通り任意とするとも凡ての商店は書翰箋の上部又は廣告に正式に登録せることを特記せしめんと欲す。之は兎も角商店の共書翰に對する其日限りのものなることを示すこととなる。

既に述べたる如く、本委員會は經濟的主義に關し何ら先入的見解を有せずして調査を進めたると共に地方産業に對し又は英帝國生産品補助金、或種政府專賣品又は其他の形式の政府の貿易取締に對しても保護の利益を検討するの用意ありき。

香港に於て之等は實施し得ざるものとして凡て之を排斥するとは雖も一産業即ち農業に關しては稍々考慮する用意あり。農業と商業との均衡の缺除は今日一般に修正すべき近代の弊害と見做さるゝ所なり。香港は明かに此の點に於

て殆んど修正する所無きも、政府は可及的速に脈及家畜委員會の提案を履行し、當領を一層自給自足たらしむる樣社會的及經濟的安定を齎すことに依り現状を救済すべき有效なる手段を講ずべきなり。

本報告書には除外されたもの多く、證據書類、覺書及議事録は積んで三冊の大部冊に至り凡て政府に提出されたるが、本報告書は其一般調査のみなり。更に詳細なる報告書は到底夫々本職を有する委員に採つては作成不可能と云ふべし。

附録 A

第一表 大正十三年及昭和六十八年並に九年上半年に於ける商品の輸出入総價額

年次	平均為替換算	輸入		輸出	
		香港	弗	香港	弗
大正十一年	二志七片15 16	五二,七九一,一八〇	六八,一〇九,四四五	五〇,八六三,九九八	六九,九九一,八七五
大正十二年	二志六片5 16	四八,四三六,八九七	六二,六八九,〇	四三,七七八,六五〇	六〇,九七九,四四四
大正十三年	二志三片5 16	五四,四九〇,〇〇七	六二,九四一,四〇五	五九,九三三,〇〇六	六二,五五三,三三二
大正十三年	二志四片1 2	六〇,七三三,〇七九	七二,五五九,四七九	五九,六〇〇,八九七	六三,六四四,七四四
昭和六年	一志三片3 4	六五,二五八,八四九	四六,六三三,六九九	五三,〇〇四,九八八	六七,九六三,九九八
昭和七年	一志三片3 4	五五,二八八,六六三	三六,二五〇,四九九	四七,一八九,七〇八	四九,九六七,七九九
昭和八年	一志四片1 4	四三,三九六,〇〇七	三九,三七六,八四七	四〇,〇〇五,一七〇	三九,七三三,九九九
昭和九年	一志五片1 2	一六,六五三,一七四	一一,四四九,五〇三	一七,一〇二,五七七	一一,四四九,七九九



第二表 昭和六十八年及九年上半年に於ける反物及織物輸出入總額及仕出地別百分率表

仕出地爲替	輸			
	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
英 本 國	三、九八二、九八五	三、九一九、〇三三	二、〇三六、九二九	四、三三六、六四四
日 本 國	二、四八八、六六八	三、四一八、一〇〇	三、〇三二、八七五	四、四三三、二八七
北 方 支 那	三、二〇七、四九八	一、五八六、一七五	一、七〇八、三三九	一、五三七、三六四
獨 逸	一、〇五七、六四〇	七九三、三〇〇	六三三、九九五	六、二二九、三三三
伊 太 利	一、〇〇〇、三二二	三、七二八、七七一	五、四八八、〇七〇	六、三三二、六二九
佛 蘭 西	二、三三九、七九八	一、三三三、五三七	一、四九二、九二九	一、〇三三、三三三
其 他	六、七三三、〇三三	六、七五九、四四七	四、七九七、七八一	三、八八九、〇一七
總 計	五、八八四、九七七	五、四四〇、七六八	三、六八八、〇五二	三、八八五、三三三
輸 入 額	三、五三六、三四三	三、〇八九、九九九	二、六三二、二六〇	二、二九七、二六六

第三表 昭和六十八年及九年上半年に於ける石炭の輸出入總數量及價額

仕出地	輸 入			
	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
英 本 國	四二・一	四九・一	二八・四	一四・六
日 本 國	二二・四	六・五	八・〇	一五・四
北 方 支 那	二二・〇	二九・三	四六・九	五二・九
獨 逸	一・八	一・五	一・七	一・〇
伊 太 利	一・七	〇・七	一・五	二・二
佛 蘭 西	〇・四	〇・二	〇・四	〇・四
其 他	一一・六	一一・七	一一・一	一一・五
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

輸 出 額 換 算 率	輸 入	
	輸 入	輸 出
一	一志三片34	一志四片14
一	一志五片12	

第七表乃至第十表 省 略
第十一表 大正十三年、昭和六十八年に於ける主要商品別輸出入数量比較表

輸 入	輸 入	
	輸 入	輸 出
一	一志三片34	一志四片14
一	一志五片12	

輸 入	輸 入	
	輸 入	輸 出
一	一志三片34	一志四片14
一	一志五片12	

輸 入	輸 入	
	輸 入	輸 出
一	一志三片34	一志四片14
一	一志五片12	

輸 入	輸 入	
	輸 入	輸 出
一	一志三片34	一志四片14
一	一志五片12	

第七表乃至第十表 省 略
第十一表 大正十三年、昭和六十八年に於ける主要商品別輸出入数量比較表

輸 入	輸 入	
	輸 入	輸 出
一	一志三片34	一志四片14
一	一志五片12	

輸 入	輸 入	
	輸 入	輸 出
一	一志三片34	一志四片14
一	一志五片12	

輸 入	輸 入	
	輸 入	輸 出
一	一志三片34	一志四片14
一	一志五片12	



品名	昭和八年		昭和六年		昭和七年		昭和八年	
	一月	七月	一月	七月	一月	七月	一月	七月
(燃料油等)	17126	17126	55942	55942	67030	67030	101899	101899
封度	49791	49791	49791	49791	57012	57012	57012	57012
(金)	45579	45579	62399	62399	54034	54034	29502	29502
(毛)	49432	49432	32327	32327	33526	33526	50978	50978
(各種織物)	48432	48432	35492	35492	44872	44872	44255	44255
(反)	46194	46194	9588	9588	70128	70128	44255	44255
(反)	23700	23700	36373	36373	70128	70128	44255	44255
(反)	21943	21943	68307	68307	70128	70128	44255	44255
(反)	18603	18603	33960	33960	28399	28399	12999	12999
(燻瓦及タイル)	6900	6900	6477	6477	35699	35699	37844	37844
(綿)	18603	18603	31953	31953	37844	37844	37844	37844
(麻)	18603	18603	31953	31953	37844	37844	37844	37844
(油)	3692	3692	35991	35991	33037	33037	35543	35543
ガロン	3692	3692	35991	35991	33037	33037	35543	35543
(油)	3692	3692	35991	35991	33037	33037	35543	35543
平方呎	43817	43817	83577	83577	83577	83577	67012	67012
立方呎	17333	17333	10183	10183	18676	18676	15543	15543

第十二表 省 略

第十三表 昭和九年三月二十九日附「英國貿易院」誌第四八四頁抜萃
(昭和六—八年に於ける主要國別輸出入價額減少と昭和四年と比較對照表)
英貨磅換算はバーにて行ひたり

仕出地	昭和八年		昭和六年		昭和七年		昭和八年	
	一月	七月	一月	七月	一月	七月	一月	七月
英本國	2953	3326	298	267	292	427	426	426
加奈太(註イ)	455	479	467	568	636	668	747	633
濠洲(註ロ)	222	289	685	75	676	595	635	634
英領印度(註ロ)	449	437	407	502	468	458	550	550
英領馬來(註ロ)	197	226	454	526	563	592	634	788
米(註ロ)	327	1760	526	535	673	727	742	788
獨逸	1031	1031	443	584	650	696	696	696
日本(註ロ)	1030	919	449	408	363	328	328	30
チエツコスロバキヤ	158	158	440	365	604	647	647	647
香港内消費	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
輸入	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

仕 向 地	昭和八年		昭和七年		昭和六年		昭和五年	
	の申告価格		の申告価格		の申告価格		の申告価格	
	一月 六月	七月 十二月	一月 六月	七月 十二月	一月 六月	七月 十二月	一月 六月	七月 十二月
英 本	175.5	193.1	195.5	198.5	198.5	198.5	198.5	198.5
加 太	43.5	46.9	49.5	48.5	48.5	48.5	48.5	48.5
英 領 印 度	41.1	49.4	53.0	56.6	56.6	56.6	56.6	56.6
英 領 馬 來 斯 丹	53.3	56.3	58.9	61.7	61.7	61.7	61.7	61.7
英 領 緬 甸	19.9	24.5	25.5	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7
米 國	136.0	133.2	130.0	128.1	128.1	128.1	128.1	128.1
獨 逸	12.4	13.1	13.0	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5
日 本	8.3	10.2	10.4	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7
チエツコスロバキヤ	1.6	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
注	銀塊を含む							
(イ)	總輸入							
(ロ)	對外國との日本貿易に関するもの							

附録 B 歳入

酒 類	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和七年以降
酒	※ 3,468,644	※ 3,573,729	※ 3,234,652	※ 2,933,000	※ 3,343,719
博 及 除 興	※ 3,343,719	※ 3,468,644	※ 3,573,729	※ 3,234,652	※ 2,933,000
遊 博 及 除 興	3,343,719	3,468,644	3,573,729	3,234,652	2,933,000

註 ※昭和六年以降輸入税は定例の弗にて計算の後へ地方通行に換算されたり。平均換算率は昭和七年「一・二五」、昭和八年「一・二四」、昭和九年「一・三三」なりき。
昭和七年に比し九年の減少は一部は同九年實施の低率換算率に依る。

附録 C 省 略



昭和十二年四月二十七日印刷
昭和十二年四月三十日發行

臺灣總督府熱帶產業調查會

臺北市建成町四ノ一

印刷人 逢坂增治郎

臺北市建成町四ノ一

印刷所 盛進商事株式會社